

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由																																																														
<p><b>第1章第2節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」</b>  <b>3 各防災機関の事務又は業務の大綱</b>                      (5)指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">機関名</th> <th style="width: 12.5%;">災害予防対策</th> <th style="width: 12.5%;">災害応急対策</th> <th style="width: 12.5%;">災害復旧対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株)(鶴岡電力センター)</td> <td>発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること</td> <td>災害時における電力供給の確保及び調整に関すること</td> <td><u>〈削除〉</u> 1 電力供給施設の災害復旧に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第1章第3節「既往地震及び津波とその被害」</b>  <b>2 主な地震記録と被害状況</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">発生年月日</th> <th rowspan="2">地震名 又は 地名</th> <th colspan="2">震央</th> <th rowspan="2">規模 (M)</th> <th rowspan="2">災害の状況</th> </tr> <tr> <th>北緯(度)</th> <th>東経(度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>2019年6月18日 22時22分 (令和元年)</td> <td>山形県 沖地震</td> <td style="text-align: center;">38.6</td> <td style="text-align: center;">139.5</td> <td style="text-align: center;">6.7</td> <td>震度：新潟県村上市府屋6強、鶴岡市温海川6弱、鶴岡市温海、道田町5強、鶴岡市馬場町、上山添、酒田市亀ヶ崎、宮野浦、大蔵村肘折、三川町横山5弱 鶴岡市では重傷1名、軽傷17名、家屋被害(半壊7、一部損壊999)などの被害があった。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 新潟地震の被害の概要</b>                      (1)地震の概要等</p> <p>①地震発生：1964年(昭和39年)6月16日13時1分                      ②最大震度5：相川・新潟・酒田・新庄・<u>仙台</u>                      ③津波：日本海沿岸の各地に津波来襲し、佐渡郡松ヶ崎には地震発生後16分にして第一波が到着した。津波による被害も大。</p>	機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策	東北電力ネットワーク(株)(鶴岡電力センター)	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	<u>〈削除〉</u> 1 電力供給施設の災害復旧に関すること	番号	発生年月日	地震名 又は 地名	震央		規模 (M)	災害の状況	北緯(度)	東経(度)	13			(略)				14	2019年6月18日 22時22分 (令和元年)	山形県 沖地震	38.6	139.5	6.7	震度：新潟県村上市府屋6強、鶴岡市温海川6弱、鶴岡市温海、道田町5強、鶴岡市馬場町、上山添、酒田市亀ヶ崎、宮野浦、大蔵村肘折、三川町横山5弱 鶴岡市では重傷1名、軽傷17名、家屋被害(半壊7、一部損壊999)などの被害があった。	<p><b>第1章第2節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」</b>  <b>3 各防災機関の事務又は業務の大綱</b>                      (5)指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">機関名</th> <th style="width: 12.5%;">災害予防対策</th> <th style="width: 12.5%;">災害応急対策</th> <th style="width: 12.5%;">災害復旧対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株)(鶴岡電力センター)</td> <td>発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること</td> <td>災害時における電力供給の確保及び調整に関すること</td> <td>1 電気料金の支払い期限の延伸 等料金の特例に関すること 2 電力供給施設の災害復旧に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第1章第3節「既往地震及び津波とその被害」</b>  <b>2 主な地震記録と被害状況</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">発生年月日</th> <th rowspan="2">地震名 又は 地名</th> <th colspan="2">震央</th> <th rowspan="2">規模 (M)</th> <th rowspan="2">災害の状況</th> </tr> <tr> <th>北緯(度)</th> <th>東経(度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 新潟地震の被害の概要</b>                      (1)地震の概要等</p> <p>①地震発生：1964年(昭和39年)6月16日13時1分                      ②最大震度5：相川・新潟・酒田・新庄<u>〈追加〉</u>                      ③津波：日本海沿岸の各地に津波来襲し、佐渡郡松ヶ崎には地震発生後16分にして第一波が到着した。津波による被害も大。</p>	機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策	東北電力ネットワーク(株)(鶴岡電力センター)	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	1 電気料金の支払い期限の延伸 等料金の特例に関すること 2 電力供給施設の災害復旧に関すること	番号	発生年月日	地震名 又は 地名	震央		規模 (M)	災害の状況	北緯(度)	東経(度)	13			(略)				<u>〈追加〉</u>							<p>◆2020年4月1日の分社化に伴う事業内容変更により削除</p> <p>◆山形県沖地震の記録を追加</p> <p>◆仙台でも震度5を観測しているので追加</p>
機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策																																																													
東北電力ネットワーク(株)(鶴岡電力センター)	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	<u>〈削除〉</u> 1 電力供給施設の災害復旧に関すること																																																													
番号	発生年月日	地震名 又は 地名	震央		規模 (M)	災害の状況																																																										
			北緯(度)	東経(度)																																																												
13			(略)																																																													
14	2019年6月18日 22時22分 (令和元年)	山形県 沖地震	38.6	139.5	6.7	震度：新潟県村上市府屋6強、鶴岡市温海川6弱、鶴岡市温海、道田町5強、鶴岡市馬場町、上山添、酒田市亀ヶ崎、宮野浦、大蔵村肘折、三川町横山5弱 鶴岡市では重傷1名、軽傷17名、家屋被害(半壊7、一部損壊999)などの被害があった。																																																										
機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策																																																													
東北電力ネットワーク(株)(鶴岡電力センター)	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	1 電気料金の支払い期限の延伸 等料金の特例に関すること 2 電力供給施設の災害復旧に関すること																																																													
番号	発生年月日	地震名 又は 地名	震央		規模 (M)	災害の状況																																																										
			北緯(度)	東経(度)																																																												
13			(略)																																																													
<u>〈追加〉</u>																																																																



鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>3 庄内平野東縁断層帯の評価について</b>            庄内平野東縁断層帯は、出羽丘陵と庄内平野の境界部に分布する活断層帯である。ここでは、平成9～11年度に山形県及び平成18年度に産業技術総合研究所によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。</p> <p>(2)断層帯の過去の活動            庄内平野東縁断層帯北部の平均的なずれの速度は、<u>2m/1,000年程度</u>の可能性がある、最新活動&lt;削除&gt;は、<u>1894年（明治27年）庄内地震であった可能性がある</u>。本断層帯の平均活動間隔は、<u>1000年～1500年程度もしくはそれ以下の可能性がある</u>。  <u>庄内平野東縁断層帯南部の平均的なずれの速度は、0.5m/1,000年程度と推定され、最新活動時期は、約3,000年前以後、18世紀以前であったと推定される。活動時には、断層の東側が西側に対して相対的に1～2m程度隆起した可能性がある。また、平均活動間隔は約2,500年～4,600年の可能性がある。</u></p> <p>(3)断層帯の将来の活動            庄内平野東縁断層帯北部は、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード<u>7.1</u>程度の地震が発生する可能性がある。その時、断層の近傍の地表面では、東側が西側に対して相対的に2m程度&lt;削除&gt;高まる段差や撓みが生ずる可能性がある。<u>庄内平野東縁断層帯北部</u>の最新活動後の経過率及び将来このような地震の発生する確率は今後30年以内で<u>ほぼ0%となっている</u>。  <u>庄内平野東縁断層帯南部では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード6.9程度の地震が発生すると推定される。その時、断層の近傍の地表面では、断層の東側が西側に対して相対的に1～2m程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。庄内平野東縁断層帯南部の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、長期確率の最大値をとると今後30年間で<u>ほぼ0%～6%となり、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。</u></u></p>	<p><b>3 庄内平野東縁断層帯の評価について</b>            庄内平野東縁断層帯は、出羽丘陵と庄内平野の境界部に分布する活断層&lt;追加&gt;である。ここでは、平成9～11年度に山形県&lt;追加&gt;によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。</p> <p>(2)断層帯の過去の活動            庄内平野東縁断層帯&lt;追加&gt;の平均的なずれの速度は、<u>約2～3m/千年</u>の可能性がある、最新活動時期は、<u>約3千年前以降18世紀末以前と推定される。本断層帯の平均活動間隔は約2,400～4,600年程度であった可能性がある。</u></p> <p>(3)断層帯の将来の活動            庄内平野東縁断層帯&lt;追加&gt;は、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード<u>7.5</u>程度の地震が発生する可能性がある。その時、断層の近傍の地表面では、東側が西側に対して相対的に2m程度以上高まる段差や撓みが生ずる可能性がある。<u>本断層帯</u>の最新活動後の経過率及び将来このような地震の発生する確率は今後30年以内で<u>ほぼ0～6%となり、我が国の主な活断層では高いグループに属することになる。</u></p>	<p>◆庄内平野東縁断層帯と新庄盆地断層帯の長期評価の一部改訂（地震調査研究推進本部）</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>(4)今後に向けて  <u>庄内平野東縁断層帯では、活動時期及び1回のずれの量についての資料が不足している。</u>  <u>また、庄内平野東縁断層帯北部では、平均的なずれの速度について精度の良い値が得られていない。</u>その結果、<u>庄内平野東縁断層帯では、信頼度の高い平均活動間隔が得られていない。</u>将来の活動性を明確にするためには、平均的なずれの速度を精度よく求めるとともに、過去の活動時期、1回のずれの量について精度の良いデータを集積させる必要がある。                      特に、庄内地震をはじめとする歴史地震との関係について、さらに資料を集め、詳しく検討する必要がある。また、本断層帯の地表に認められる断層地形と地下構造との関係についても明らかにする必要がある。</p> <p><b>第2章1節「災害予防と減災対策への取り組み」</b>  <b>2 日常の予防活動</b>                      (3)避難対策の強化                      ②食料・生活必需品の確保                      (略)                      カ 孤立が予想される集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄  <u>キ 感染症対策としてのマスクや消毒液等の備蓄</u></p> <p><b>第2章2節「地域力・市民力を生かした防災への取り組み」</b>                      【関係機関】県（<u>防災くらし安心部</u>）、市民（自主防災組織、町内会）、企業（事業所）等、工場、ボランティア団体等、<u>市社会福祉協議会</u></p>	<p>(4)今後に向けて  <u>庄内平野東縁断層帯では、平均的なずれの速度については、精度の良い値が得られていない。</u>  <u>また、活動時期及び1回のずれの量についての資料が不足している。</u>その結果、信頼度の高い平均活動間隔が得られていない。将来の活動性を明確にするためには、平均的なずれの速度を精度よく求めるとともに、過去の活動時期、1回のずれの量について精度の良いデータを集積させる必要がある。特に、庄内地震をはじめとする歴史地震との関係について、さらに資料を集め、詳しく検討する必要がある。また、本断層帯の地表に認められる断層地形と地下構造との関係についても明らかにする必要がある。</p> <p><b>第2章1節「災害予防と減災対策への取り組み」</b>  <b>2 日常の予防活動</b>                      (3)避難対策の強化                      ②食料・生活必需品の確保                      (略)                      カ 孤立が予想される集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄  <u>（追加）</u></p> <p><b>第2章2節「地域力・市民力を生かした防災への取り組み」</b>                      【関係機関】県（<u>防災危機管理課</u>）、市民（自主防災組織、町内会）、企業（事業所）等、工場、ボランティア団体等、<u>〈追加〉</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正                      （避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施）</p> <p>◆平時の取り組みとして市社協が実施する内容のため追加</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>2 各主体の役割及び業務の内容</b></p> <p>(1)市の役割</p> <p>①自主防災組織の育成・自主防災リーダーの養成</p> <p>市は、<u>法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置付けられていることから、町内会等に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。</u>地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、地域の防災リーダーを養成する。<u>自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</u></p> <p>(2)県の役割</p> <p>ア 県は、<u>自主防災組織の組織化及び組織活性化を支援するため、市が行う自主防災組織育成整備活動及び自主防災組織の活動状況の把握をし、指導助言を行う。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材（以下「自主防災リーダー」という。）の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。</u></p> <p><u>(7)防災関係機関</u></p> <p><u>防災関係機関は、市が行う自主防組織の育成整備活動への協力に努める。</u></p> <p><b>第2章3節「防災知識の普及及び訓練」</b></p> <p>【本所】消防本部、防災安全課、教育委員会 【庁舎】総務企画課</p> <p>【関係機関】県（<u>防災くらし安心部</u>、総務部、健康福祉部、<u>産業労働部</u>、県土整備部）、防災関係機関、市民（町内会、自主防災組織、ボランティア団体）、<u>市社会福祉協議会</u>、医療（（一社）鶴岡地区医師会、日本赤十字社山形県支部）、各種施設管理者及び企業（防火管理者、危険物取扱者、病院、福祉施設、ホテル、旅館、高層建築物、ターミナルビル等）</p>	<p><b>2 各主体の役割及び業務の内容</b></p> <p>(1)市の役割</p> <p>①自主防災組織の育成・自主防災リーダーの養成</p> <p>市は、<u>&lt;追加&gt;</u>町内会等に対する指導、助言を積極的に行い、<u>自主防災組織の育成を図る。</u>地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、地域の防災リーダーを養成する。<u>&lt;追加&gt;</u></p> <p>(2)県の役割</p> <p>ア 県は、<u>&lt;追加&gt;</u>市が行う自主防災組織育成整備活動及び自主防災組織の活動状況の把握をし、指導助言を行う。また、<u>市と連携して研修会等の開催や県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の充実を図る。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p><b>第2章3節「防災知識の普及及び訓練」</b></p> <p>【本所】消防本部、防災安全課、教育委員会 【庁舎】総務企画課</p> <p>【関係機関】県（<u>防災危機管理課</u>、総務部、健康福祉部、<u>農林水産部</u>、県土整備部）、防災関係機関、市民（町内会、自主防災組織、ボランティア団体）、<u>&lt;追加&gt;</u>、医療（（一社）鶴岡地区医師会、日本赤十字社山形県支部）、各種施設管理者及び企業（防火管理者、危険物取扱者、病院、福祉施設、ホテル、旅館、高層建築物、ターミナルビル等）</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆風水害・雪害対策編との整合</p> <p>◆平時の取組みとして市社協が実施する内容のため追加</p>



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>2 各主体の役割及び業務の内容</b></p> <p>(1)市の役割</p> <p>①市職員の防災教育、防災部門の人材育成 (略)</p> <p>ウ 防災訓練</p> <p>市は、地震発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するために、原則毎年1回は総合防災訓練を実施する。なお、訓練にあたっては、町内会等住民自治組織や自主防災組織、<u>NPO・ボランティア</u> <b>&lt;削除&gt;</b>等が幅広く参加し、防災関係機関の指導のもとに訓練を体験することで、知識や技術を身につけられる内容とする。また、津波発生時の被害を軽減するため、迅速かつ確に津波に対する防災活動が行えるよう、関係機関、自主防災組織及び市民が相互協力して津波警報、避難指示（緊急）等の情報伝達訓練及び津波避難訓練等を継続的かつ定期的実施する。</p> <p>②一般住民に対する防災知識の普及・啓発</p> <p><u>国、県及び市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。</u></p> <p><u>また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。</u></p> <p><u>なお、国、県及び市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。</u></p>	<p><b>2 各主体の役割及び業務の内容</b></p> <p>(1)市の役割</p> <p>①市職員の防災教育、防災部門の人材育成 (略)</p> <p>ウ 防災訓練</p> <p>市は、地震発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するために、原則毎年1回は総合防災訓練を実施する。なお、訓練にあたっては、町内会等住民自治組織や自主防災組織、<b>&lt;追加&gt;</b>ボランティア団体等が幅広く参加し、防災関係機関の指導のもとに訓練を体験することで、知識や技術を身につけられる内容とする。また、津波発生時の被害を軽減するため、迅速かつ確に津波に対する防災活動が行えるよう、関係機関、自主防災組織及び市民が相互協力して津波警報、避難指示（緊急）等の情報伝達訓練及び津波避難訓練等を継続的かつ定期的実施する。</p> <p>②一般住民に対する防災知識の普及・啓発 <u><b>&lt;追加&gt;</b></u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正 （「自らの命は自らが守る」意識の徹底等による防災意識の向上推進）</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>ア 普及・啓発の内容</p> <p><u>災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>e 避難に関する情報の意味（分散避難、安全な場所にいる人は避難所に行く必要がない等）の知識</u></p> <p><u>f 積雪時の対策、自動車運転時の行動、救助・救出活動の知識、応急手当の知識、初期消火の知識、減災への取り組み及び要配慮者の避難支援</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>g 日常の対策</u></p> <p>(a) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策</p> <p>(b) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p> <p>(c) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄 <u>（ローリングストック法※の活用）</u></p> <p><u>※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。</u></p> <p><u>(d) 自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p>(e) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄</p> <p>(f) 家族が服用している医薬品の情報等の把握</p> <p>(g) 災害史や災害訓練・伝承、地域の危険情報の把握</p> <p>(h) 地震体験車や県防災学習館等による地震の擬似体験</p> <p>(i) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p><u>(j) 感染症対策としてのマスクや消毒液等の準備</u></p> <p><u>h 津波の避難行動に関する知識</u></p> <p>(a) <u>地震による震度4以上の強い揺れ感じた時又は弱くてもゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>ア 普及・啓発の内容</p> <p><u>災害発生時には、市、防災関係機関及び市民が一体となり、迅速な防災活動を行い被害の軽減を図る必要がある。このため、市民が日頃から「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち防災活動を行えるよう、下記の事項について防災知識の普及・啓発を図るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p><u>e 積雪時の対策、自動車運転時の行動、救助・救出活動の知識、応急手当の知識、初期消火の知識、減災への取り組み及び要配慮者の避難支援</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>f 日常の対策</u></p> <p>(a) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策</p> <p>(b) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p> <p>(c) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄 <u>〈追加〉</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p>(d) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄</p> <p>(e) 家族が服用している医薬品の情報等の把握</p> <p>(f) 災害史や災害訓練・伝承、地域の危険情報の把握</p> <p>(g) 地震体験車や県防災学習館等による地震の擬似体験</p> <p>(h) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p><u>g 津波の避難行動に関する知識</u></p> <p>(a) <u>強い地震（震度4程度）を感じた時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>◆山形県地域防災計画との整合</p> <p>◆災害リスクととるべき行動の理解促進</p> <p>◆実情に合わせた修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆感染症対策を追加</p> <p>◆表現の適正化</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>i 津波の特性に関する情報 (略)</p> <p>j 津波に関する想定・予測の不確実性 イ 普及・啓発の方法 市及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布やホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。 併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。 また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>④企業（事業所）等に対する防災知識の普及 ア 啓発内容 a 地震発生前の準備等についての啓発事項 (略) (c) 3日間の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄 <u>（ローリングストック法の活用）</u> <u>(d) 自動車へのこまめな満タン給油</u> (e) 災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握 (f) 地域住民との協力体制の構築 (g) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験 <u>(h) 感染症対策としてのマスクや消毒液等の準備</u> b 地震発生後の行動等についての啓発事項 <u>(a) 自らの身を守る安全確保行動</u> (b) 津波発生時の行動 (c) 自動車運転時の行動 (d) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動</p>	<p>h 津波の特性に関する情報 (略)</p> <p>i 津波に関する想定・予測の不確実性 イ 普及・啓発の方法 市は、パンフレット、チラシ及びハザードマップ等を作成し各戸に配布するとともに、テレビ、ラジオ、インターネット及び新聞等を活用して住民の防災知識の向上を図る。市及び消防本部は、普及・啓発用資機材の整備に努めるとともに、初期消火、応急手当等の災害初期訓練を体験することで防災意識の向上を図るものとする。また、町内会等の求めに応じ、情報の提供とその解説のために研修会を開催する。</p> <p>(略)</p> <p>④企業（事業所）等に対する防災知識の普及 ア 啓発内容 a 地震発生前の準備等についての啓発事項 (略) (c) 3日間の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄 <u>〈追加〉</u> <u>〈追加〉</u> (d) 災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握 (e) 地域住民との協力体制の構築 (f) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験 <u>〈追加〉</u> b 地震発生後の行動等についての啓発事項 <u>〈追加〉</u> (a) 津波発生時の行動 (b) 自動車運転時の行動 (c) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動</p>	<p>◆防災基本計画の修正 (防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進)</p> <p>◆実情に合わせた修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆感染症対策を追加</p> <p>◆実情に合わせた修正</p>



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>(e) 避難場所、避難経路                      (f) 応急救護の方法                      (g) 通信系統の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）                      (h) 高齢者、障害者等の要配慮者への配慮                      (i) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</p> <p>イ 啓発方法  <u>市及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布やホームページの活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。</u>  <u>また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。</u>  <u>また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。</u></p>	<p>(d) 避難場所、避難経路                      (e) 応急救護の方法                      (f) 通信系統の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）                      (g) 高齢者、障害者等の要配慮者への配慮                      (h) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</p> <p>イ 啓発方法  <u>パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験者、防災学習館の利用及びホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開催や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を促進する。また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会等の機会に加え、公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて、防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>(4)学校教育における防災教育・訓練</p> <p><u>国、県及び市は、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。また、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>①児童生徒等に対する防災教育</u></p> <p><u>県及び市は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。</u></p> <p><u>ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。</u></p> <p><u>イ 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。</u></p> <p><u>ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。</u></p> <p><u>②教職員に対する防災教育</u></p> <p><u>ア 県・市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。</u></p> <p><u>イ 校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。</u></p>	<p>(4)学校教育における防災教育・訓練</p> <p><u>学校においては、児童・生徒等に対する防災教育の充実を図り、防災訓練の強化及び防災関係行事等の実施により、地震発生時の対応などの理解を深めることが必要であることから、防災教育を充実させるため、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p><u>ア 児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を実施するとともに、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、災害史、災害教訓・伝承等について理解させるため、各校の教育計画、年間指導計画等に明確に位置付ける。</u></p> <p><u>イ 児童・生徒の防災に関する知識を深め、地震発生時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。</u></p> <p><u>ウ 各地区の自然環境や過去の災害の特性、防災体制の仕組みなどについての理解を深める。</u></p> <p><u>エ 教職員(市職員を含む。)用に地震発生時の対応要領を作成し、教職員研修の充実を図る。</u></p> <p><u>オ 防災訓練においては、学校生活の様々な場面を想定し実施するとともに、消防職員等の協力を得て避難行動等を評価し訓練等に生かすものとする。</u></p> <p><u>カ 校長は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保するとともに、年一回以上防災訓練を実施する。また、沿岸部においては、日常の生活の中で、地震・津波に対する危険性、過去の津波被害の状況、過去の津波から学んだ教訓、津波に対する避難方法を教えるとともに、個人避難ができるよう年1回以上定期的に津波防災訓練を行う。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由																														
<p>(5)応急手当方法の指導 地震発生時において、負傷者の第1救護者は、住民となること が多く「一人でも多くの命を救う」ため、市、医師会及び日本 赤十字社山形県支部等は、互いに協力し市民に対する応急手当 方法の指導を積極的に推進するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">指導推進の対象</th> <th colspan="2" style="width: 80%;">指導推進の役割分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市職員</td> <td>鶴岡市</td> <td>防災訓練等の企画、開催</td> </tr> <tr> <td>・地域住民（自主防災組織）</td> <td>鶴岡市消防本部</td> <td>普通救命講習会の推進</td> </tr> <tr> <td>・中・高校生、教師</td> <td>(一社)鶴岡地区医師会</td> <td>講習会への援助、協力</td> </tr> <tr> <td>・防災関係機関職員</td> <td>日本赤十字社山形県支部</td> <td>救急法等講習会、<u>赤十字防災セミナー</u> の推進</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(8)市等における事業継続力強化支援計画の策定推進</u> <u>県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継</u> <u>続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進</u> <u>するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努め</u> <u>る。</u></p> <p><b>第2章6節「住民等の事前避難準備」</b> <b>2 各主体の役割及び業務の内容</b> (1)市民等に求められる役割 ①市民・企業（事業所）等の役割 （略） イ 災害時の避難所、避難場所及び安全な避難経路をあらかじめ 確認すること。 <u>ウ 知人宅などへ避難する「分散避難」についてあらかじめ確認</u> <u>すること。</u> <u>エ</u> 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこ と。 <u>オ</u> 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意するこ と。 <u>カ</u> 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指 示（緊急））の意味を正しく理解しておくこと。</p>	指導推進の対象	指導推進の役割分担		・市職員	鶴岡市	防災訓練等の企画、開催	・地域住民（自主防災組織）	鶴岡市消防本部	普通救命講習会の推進	・中・高校生、教師	(一社)鶴岡地区医師会	講習会への援助、協力	・防災関係機関職員	日本赤十字社山形県支部	救急法等講習会、 <u>赤十字防災セミナー</u> の推進	<p>(5)応急手当方法の指導 地震発生時において、負傷者の第1救護者は、住民となること が多く「一人でも多くの命を救う」ため、市、医師会及び日本 赤十字社山形県支部等は、互いに協力し市民に対する応急手当 方法の指導を積極的に推進するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">指導推進の対象</th> <th colspan="2" style="width: 80%;">指導推進の役割分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市職員</td> <td>鶴岡市</td> <td>防災訓練等の企画、開催</td> </tr> <tr> <td>・地域住民（自主防災組織）</td> <td>鶴岡市消防本部</td> <td>普通救命講習会の推進</td> </tr> <tr> <td>・中・高校生、教師</td> <td>(一社)鶴岡地区医師会</td> <td>講習会への援助、協力</td> </tr> <tr> <td>・防災関係機関職員</td> <td>日本赤十字社山形県支部</td> <td>救急法等講習会 <u>〈追加〉</u> の推進</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p><b>第2章6節「住民等の事前避難準備」</b> <b>2 各主体の役割及び業務の内容</b> (1)市民等に求められる役割 ①市民・企業（事業所）等の役割 （略） イ 災害時の避難所、避難場所及び安全な避難経路をあらかじめ 確認すること。 <u>ウ</u> 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこ と。 <u>エ</u> 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意するこ と。 <u>オ</u> 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指 示（緊急））の意味を正しく理解しておくこと。</p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p>	指導推進の対象	指導推進の役割分担		・市職員	鶴岡市	防災訓練等の企画、開催	・地域住民（自主防災組織）	鶴岡市消防本部	普通救命講習会の推進	・中・高校生、教師	(一社)鶴岡地区医師会	講習会への援助、協力	・防災関係機関職員	日本赤十字社山形県支部	救急法等講習会 <u>〈追加〉</u> の推進	<p>◆日本赤十字社山形県支部の 防災教育事業「赤十字防災セ ミナー」を追加</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆災害リスクととるべき行動 の理解促進</p>
指導推進の対象	指導推進の役割分担																															
・市職員	鶴岡市	防災訓練等の企画、開催																														
・地域住民（自主防災組織）	鶴岡市消防本部	普通救命講習会の推進																														
・中・高校生、教師	(一社)鶴岡地区医師会	講習会への援助、協力																														
・防災関係機関職員	日本赤十字社山形県支部	救急法等講習会、 <u>赤十字防災セミナー</u> の推進																														
指導推進の対象	指導推進の役割分担																															
・市職員	鶴岡市	防災訓練等の企画、開催																														
・地域住民（自主防災組織）	鶴岡市消防本部	普通救命講習会の推進																														
・中・高校生、教師	(一社)鶴岡地区医師会	講習会への援助、協力																														
・防災関係機関職員	日本赤十字社山形県支部	救急法等講習会 <u>〈追加〉</u> の推進																														

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>キ</b> 災害時の連携に必要な近隣住民及び企業（事業所）等との交流を行うこと。</p> <p><b>ク</b> 住宅の耐震化等を意識しておくこと。</p> <p><b>第2章7節「避難所等事前対策」</b>  <b>4 業務の内容</b>  (5)避難所の開設体制等の整備  ②福祉避難所の指定  要配慮者を優先し、秩序ある避難所の運営を行うための体制を確保する。<u>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。</u>  ア 市は、<u>〈削除〉指定避難所の内一般避難スペース</u>での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。  イ 「福祉避難所」の指定にあつては、次の事項に留意することとする。  a バリアフリー化など要配慮者の利用に適しており、ケア要員の確保が比較的容易な社会福祉施設 <u>〈削除〉</u>等の収容する避難者に相応しい施設を選定する。</p> <p>(7)避難所の整備  避難所について、次の施設整備に努める。  ア 避難路・避難所（施設）の耐震化、バリアフリー化の推進</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>カ 更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備  <b>キ 再生可能エネルギー発電設備の整備</b></p>	<p><b>カ</b> 災害時の連携に必要な近隣住民及び企業（事業所）等との交流を行うこと。</p> <p><b>キ</b> 住宅の耐震化等を意識しておくこと。</p> <p><b>第2章7節「避難所等事前対策」</b>  <b>4 業務の内容</b>  (5)避難所の開設体制等の整備  ②福祉避難所の指定  要配慮者を優先し、秩序ある避難所の運営を行うための体制を確保する。<u>〈追加〉</u>  ア 市は、<u>障害者等の一般の避難所〈追加〉</u>での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。  イ 「福祉避難所」の指定にあつては、次の事項に留意することとする。  a バリアフリー化など要配慮者の利用に適しており、ケア要員の確保が比較的容易な社会福祉施設、<u>特別支援学校</u>等の収容する避難者に相応しい施設を選定する。</p> <p>(7)避難所の整備  避難所について、次の施設整備に努める。  ア 避難路・避難所（施設）の耐震化、バリアフリー化の推進</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>カ 更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備  <u>〈追加〉</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正  ◆特別支援学校と福祉避難所の指定について協議を行ったが、建物（バリアフリー化）、ケア要員の確保が困難であるとの回答を得たことから、福祉避難所の指定を見送ることとしたため削除する。</p> <p>◆市として再生可能エネルギー発電設備の設置を進めていることから追加</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由																																																																						
<p style="color: red; text-decoration: underline;">ク 感染症対策としてのマスクや消毒液等の備蓄</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">ケ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災安全課と健康福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</p> <p><b>第2章8節「孤立集落対策」</b>  <b>2 各主体の役割及び業務の内容</b>                      孤立集落数※<u>令和2年9月1日</u>現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域名</th> <th colspan="3">孤立集落</th> </tr> <tr> <th>集落数（集落）</th> <th>戸数（単位：戸）</th> <th>人口（単位：人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鶴岡地域</td><td>1</td><td>2</td><td>11</td></tr> <tr><td>藤島地域</td><td>0</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">0</td><td>0</td></tr> <tr><td>羽黒地域</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>櫛引地域</td><td>1</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">26</td><td>85</td></tr> <tr><td>朝日地域</td><td>15</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">277</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">768</td></tr> <tr><td>温海地域</td><td>25</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">2,168</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">5,522</td></tr> <tr><td>計</td><td>42</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">2,473</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">6,386</td></tr> </tbody> </table>	地域名	孤立集落			集落数（集落）	戸数（単位：戸）	人口（単位：人）	鶴岡地域	1	2	11	藤島地域	0	0	0	羽黒地域	0	0	0	櫛引地域	1	26	85	朝日地域	15	277	768	温海地域	25	2,168	5,522	計	42	2,473	6,386	<p style="text-align: center; color: red; text-decoration: underline;">〈追加〉</p> <p style="text-align: center; color: red; text-decoration: underline;">〈追加〉</p> <p><b>第2章8節「孤立集落対策」</b>  <b>2 各主体の役割及び業務の内容</b>                      孤立集落数※<u>平成30年9月1日</u>現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域名</th> <th colspan="3">孤立集落</th> </tr> <tr> <th>集落数（集落）</th> <th>戸数（単位：戸）</th> <th>人口（単位：人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鶴岡地域</td><td>1</td><td>2</td><td>11</td></tr> <tr><td>藤島地域</td><td>0</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">2</td><td>0</td></tr> <tr><td>羽黒地域</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>櫛引地域</td><td>1</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">25</td><td>85</td></tr> <tr><td>朝日地域</td><td>15</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">281</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">865</td></tr> <tr><td>温海地域</td><td>25</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">2,236</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">5,858</td></tr> <tr><td>計</td><td>42</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">2,546</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">6,819</td></tr> </tbody> </table>	地域名	孤立集落			集落数（集落）	戸数（単位：戸）	人口（単位：人）	鶴岡地域	1	2	11	藤島地域	0	2	0	羽黒地域	0	0	0	櫛引地域	1	25	85	朝日地域	15	281	865	温海地域	25	2,236	5,858	計	42	2,546	6,819	<p>◆防災基本計画の修正（避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施）</p> <p>◆時点修正</p>
地域名		孤立集落																																																																						
	集落数（集落）	戸数（単位：戸）	人口（単位：人）																																																																					
鶴岡地域	1	2	11																																																																					
藤島地域	0	0	0																																																																					
羽黒地域	0	0	0																																																																					
櫛引地域	1	26	85																																																																					
朝日地域	15	277	768																																																																					
温海地域	25	2,168	5,522																																																																					
計	42	2,473	6,386																																																																					
地域名	孤立集落																																																																							
	集落数（集落）	戸数（単位：戸）	人口（単位：人）																																																																					
鶴岡地域	1	2	11																																																																					
藤島地域	0	2	0																																																																					
羽黒地域	0	0	0																																																																					
櫛引地域	1	25	85																																																																					
朝日地域	15	281	865																																																																					
温海地域	25	2,236	5,858																																																																					
計	42	2,546	6,819																																																																					



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>第2章9節「要配慮者の安全確保」</b>  <b>【本所】</b> <u>食文化創造都市推進課</u>、福祉課、長寿介護課、コミュニティ推進課、<u>地域包括ケア推進室</u>、消防本部、防災安全課</p> <p><b>2 各主体の役割及び業務の内容</b>                      (1)市の役割                      ②コミュニティの形成                      町内会や自主防災組織、民生・児童委員、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及び<u>NPO・ボランティア</u> <u>&lt;削除&gt;</u>等と連携し、日ごろの取組みを生かしながら、要配慮者の支援ができるよう地域コミュニティの形成を図る。                      (略)                      ⑩外国人への支援対策                      (略)                      ウ 防災体制の整備                      市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業(事業所)等や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、<u>NPO</u>や学校と連携した防災体制の整備を行う。また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と連携して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。</p> <p>(3)社会福祉施設等の要配慮者利用施設管理者の役割                      社会福祉施設等の管理者は、次により社会福祉施設等における災害予防対策を推進する。                      ①防災体制の整備                      (略)</p>	<p><b>第2章9節「要配慮者の安全確保」</b>  <b>【本所】</b> <u>&lt;追加&gt;</u>福祉課、長寿介護課、コミュニティ推進課 <u>&lt;追加&gt;</u>消防本部、防災安全課</p> <p><b>2 各主体の役割及び業務の内容</b>                      (1)市の役割                      ②コミュニティの形成                      町内会や自主防災組織、民生・児童委員、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及び<u>民間</u>ボランティア<u>団体</u>等と連携し、日ごろの取組みを生かしながら、要配慮者の支援ができるよう地域コミュニティの形成を図る。                      (略)                      ⑩外国人への支援対策                      (略)                      ウ 防災体制の整備                      市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業(事業所)等や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、<u>民間</u>や学校と連携した防災体制の整備を行う。また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と連携して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。</p> <p>(3)社会福祉施設等の要配慮者利用施設管理者の役割                      社会福祉施設等の管理者は、次により社会福祉施設等における災害予防対策を推進する。                      ①防災体制の整備                      (略)</p>	<p>◆多文化共生推進担当課、要配慮者個別計画担当課を追加</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新					旧					変更理由	
<p>第2章12節「地盤災害予防」 2 各主体の役割及び業務の内容 ⑤危険個所の調査・点検 鶴岡市土砂災害警戒区域・特別警戒区域数</p>					<p>第2章12節「地盤災害予防」 2 各主体の役割及び業務の内容 ⑤危険個所の調査・点検 鶴岡市土砂災害警戒区域・特別警戒区域数</p>					◆時点修正	
地域名	地区名	警戒区域		特別警戒区域		地域名	地区名	警戒区域		特別警戒区域	
		区域数	戸数（戸）	区域数	戸数（戸）			区域数	戸数（戸）	区域数	戸数（戸）
鶴岡	湯野浜	13	130	11	24	鶴岡	湯野浜	13	130	11	24
	加茂	50	1,073	37	57		加茂	50	1,073	37	57
	由良	26	183	26	18		由良	26	183	26	18
	三瀬	20	295	15	11		三瀬	20	295	15	11
	小堅	25	460	20	27		小堅	25	460	20	27
	西郷	6	19	6	6		西郷	6	19	6	6
	大山	21	135	20	56		大山	21	135	20	56
	上郷	114	762	91	101		上郷	114	762	91	101
	大泉	29	154	26	48		大泉	29	154	26	48
	田川	88	347	63	43		田川	88	347	63	43
	湯田川	34	345	25	26		湯田川	34	345	25	26
黄金	49	523	35	17	黄金	49	523	35	17		
小計		475	4,426	375	434	小計		475	4,426	375	434
藤島		13	56	10	4	藤島		13	56	10	4
羽黒		10	45	8	5	羽黒		10	45	8	5
櫛引		5	16	4	4	櫛引		5	16	4	4
朝日		173	771	111	54	朝日		173	771	111	54
温海		339	4,490	191	272	温海		337	4,490	186	272
合計		1,015	9,804	699	773	合計		1,013	9,804	694	773
※令和2年10月9日現在					※平成31年4月1日現在						

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>第2章13節「救助・救急体制の整備」</b>  <b>【本所】</b> 防災安全課、消防本部  <b>【関係機関】</b> 県（<u>防災くらし安心部</u>、健康福祉部）、警察本部、酒田海上保安部、医師会（県・鶴岡地区）、医療機関、日本赤十字社<u>山形県支部</u></p> <p><b>2 各主体の役割及び業務の内容</b>  (5)市民・企業（事業所）等の役割  ②医療機関等の役割  エ 日本赤十字社山形県支部の対策  日本赤十字社山形県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、赤十字救護班を現地に派遣し、<u>〈削除〉</u>医療救護活動を行うものとする。</p> <p><b>第2章14節「医療救護体制の整備」</b>  <b>2 各主体の役割及び業務の内容</b>  (1)市の役割  ①医療救護体制の整備  イ <u>医療救護班</u>等の派遣体制の整備  市は、医療救護所の開設にあたっては、市医療救護班の体制を整備し、また、県（県医師会、日本赤十字社山形県支部等）や地区医師会等に<u>医療救護班</u>の派遣要請をする体制を整備する。医療救護班の人員構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員2名を標準とし、状況により数を増減するものとする。</p>	<p><b>第2章13節「救助・救急体制の整備」</b>  <b>【本所】</b> 防災安全課、消防本部  <b>【関係機関】</b> 県（<u>防災危機管理課</u>、健康福祉部）、警察本部、酒田海上保安部、医師会（県・鶴岡地区）、医療機関、日本赤十字社<u>〈追加〉</u></p> <p><b>2 各主体の役割及び業務の内容</b>  (5)市民・企業（事業所）等の役割  ②医療機関等の役割  エ 日本赤十字社山形県支部の対策  日本赤十字社山形県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、赤十字救護班を現地に派遣し、<u>救急患者の受け入れ</u>や医療救護活動を行うものとする。</p> <p><b>第2章14節「医療救護体制の整備」</b>  <b>2 各主体の役割及び業務の内容</b>  (1)市の役割  ①医療救護体制の整備  イ <u>医師</u>等の派遣体制の整備  市は、医療救護所の開設にあたっては、市医療救護班の体制を整備し、また、県（県医師会、日本赤十字社山形県支部等）や地区医師会等に<u>医師</u>の派遣要請をする体制を整備する。医療救護班の人員構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員2名を標準とし、状況により数を増減するものとする。</p>	<p>◆名称記載の統一</p> <p>◆現地救護所等での救急患者の受け入れは、赤十字救護班の医療救護活動として含まれているため修正</p> <p>◆文言の訂正</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>第2章15節「道路・橋梁・トンネル等の地震対策」</b>  <b>3 道路種別毎の業務内容</b>  (2) 国道及び県道  ア 道路の整備  国道及び県道は、高速道路へのアクセスはもちろんのこと、幹線道路として人的・物的移動において最も利用される道路施設である。このような状況から、国及び県は、十分な耐震性を確保するとともに、日常、災害時の点検を実施し、耐震性確保に必要な補修等の災害予防措置を講ずる。<u>特に災害時を含めた安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路、代替・補完路の機能強化を実施する。</u></p> <p><u>カ 防災拠点となる道の駅の整備</u>  市と連携し、道路管理者による応急対応の拠点のみならず、自衛隊、警察等の救護活動の拠点、緊急物資等の基地機能、さらには復旧、復興の拠点になりうる、防災拠点となる道路の駅の整備を推進する。具体的には以下の要件を満たす道の駅の整備を促進する。  a 休憩施設等の建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時にも業務実施可能な施設  b 災害時の活動に必要なスペースが確保されている。  c 道の駅の業務継続計画が策定されている。</p> <p><b>第2章18節「河川・海岸災害予防」</b>  【本所】土木課、農山漁村振興課、防災安全課 【庁舎】総務企画課、産業建設課  【関係機関】県（河川課、農林水産部、庄内総合支庁）、国（庄内森林管理署、酒田河川国道事務所、<u>削除</u>）、山形県建設業協会鶴岡支部</p>	<p><b>第2章15節「道路・橋梁・トンネル等の地震対策」</b>  <b>3 道路種別毎の業務内容</b>  (2) 国道及び県道  ア 道路の整備  国道及び県道は、高速道路へのアクセスはもちろんのこと、幹線道路として人的・物的移動において最も利用される道路施設である。このような状況から、国及び県は、十分な耐震性を確保するとともに、日常、災害時の点検を実施し、耐震性確保に必要な補修等の災害予防措置を講ずる。<u>〈追加〉</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p><b>第2章18節「河川・海岸災害予防」</b>  【本所】土木課、農山漁村振興課、防災安全課 【庁舎】総務企画課、産業建設課  【関係機関】県（河川課、農林水産部、庄内総合支庁）、国（庄内森林管理署、酒田河川国道事務所、<u>新庄河川事務所</u>）、山形県建設業協会鶴岡支部</p>	<p>◆防災基本計画に合わせた修正</p> <p>◆防災基本計画に合わせた修正</p> <p>◆新庄河川事務所が管轄する該当内容がないため削除</p>



鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>第2章19節「農地・農業用施設等の災害予防」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 (略)</p> <p><u>⑤災害予防対策</u> <u>地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点ため池という）について、県と連携してデータベースの整備やハザードマップ等を作成し、地域住民に対して適切な情報提供を図る。</u></p> <p>(2)県の役割 (略)</p> <p><u>⑥災害予防対策</u> <u>平成25～26年度に実施した「ため池一斉点検」及び平成30年度に実施した「全国ため池緊急点検」により、防災重点ため池に位置付けられたものについて、より詳細な耐震点検を実施する。その結果、耐震不足と判断されたため池は、地域住民の安全を確保するため、ため池の所有者と相互に連携しながら、監視・管理体制の強化等を図り、計画的に施設の改修・補強を進める。</u></p> <p>(3)土地改良区・施設管理者等の役割 (略)</p> <p><u>⑥災害予防対策</u> <u>ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行う。老朽化の著しいもの及び洪水吐機能の不足するものについて現地調査を行い、施設の監視・管理体制の強化を図るとともに、危険度の判定結果に基づいた計画的な施設の改善を行う。</u></p>	<p>第2章19節「農地・農業用施設等の災害予防」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 (略)</p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p>(2)県の役割 (略)</p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p>(3)土地改良区・施設管理者等の役割 (略)</p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p>	<p>◆「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び防災重点ため池の再選定に係る文章の修正</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>第2章20節「建築物等の災害予防」</b></p> <p>【本所】防災安全課、建築課、都市計画課、教育委員会、消防本部</p> <p>【庁舎】総務企画課、産業建設課</p> <p>【関係機関】県（<u>防災くらし安心部</u>、総務部、環境エネルギー部、県土整備部、病院事務局）、県教育委員会、警察本部、市民、企業（事業所）等、学校、病院、社会福祉施設</p> <p><b>2 各主体の役割及び業務の内容</b></p> <p>(1)市の役割</p> <p>④一般建築物の災害予防</p> <p>ア 相談等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>e 空き家の危険個所の応急処置と危険空き家の解体</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>ウ 危険な空き家の把握</u></p> <p><u>市は、危険な空き家及び管理者が施設内に常駐していない大規模建築物の把握に努める。</u></p> <p>(3)市民・企業（事業所）等の役割</p> <p>①個人や家庭の役割</p> <p>自己の居住する住宅及び<u>空き家</u>等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市及び県の指導・助言を参考に、耐震化や二次部材による被害防止等により安全性の向上を図るものとする。</p> <p><u>灯油ホームタンクなど危険物の保管設備については、転倒防止のための固定や定期的な配管の点検に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③企業（事業所）等、学校、病院、社会福祉施設等の役割</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p><b>第2章20節「建築物等の災害予防」</b></p> <p>【本所】防災安全課、建築課、都市計画課、教育委員会、消防本部</p> <p>【庁舎】総務企画課、産業建設課</p> <p>【関係機関】県（<u>防災危機管理課</u>、総務部、環境エネルギー部、県土整備部、病院事務局）、県教育委員会、警察本部、市民、企業（事業所）等、学校、病院、社会福祉施設</p> <p><b>2 各主体の役割及び業務の内容</b></p> <p>(1)市の役割</p> <p>④一般建築物の災害予防</p> <p>ア 相談等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p>(3)市民・企業（事業所）等の役割</p> <p>①個人や家庭の役割</p> <p>自己の居住する住宅 <u>〈追加〉</u> 等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市及び県の指導・助言を参考に、耐震化や二次部材による被害防止等により安全性の向上を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③企業（事業所）等、学校、病院、社会福祉施設等の役割</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>◆組織名の誤り</p> <p>◆危険空き家に関する相談業務は取り組んでいるため追加</p> <p>◆危険空き家、大規模空き家の把握に関する業務を行っていることから追加</p> <p>◆山形沖地震の際に現地調査を行ったところ、空き家で適正管理がなされておらず、倒壊の危険があったことから、空き家も災害予防の対象とする。</p> <p>◆山形沖地震で灯油のホームタンクの転倒等による油漏れが多発したことから、その適正管理に努めることを明記する。</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><u>ウ 可能な範囲において、再生可能エネルギー発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第2章23節「ライフライン強化対策（電話）」 2 各主体の役割及び業務の内容 (2)設備面の災害予防 (略)</p> <p><u>④電気通信施設の巡視点検</u> <u>電気通信工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。</u> <u>倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5)災害時広報活動 <u>平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等や、災害時における通信料の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u> 地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合は、正確かつ速やかに広報活動を行うため、関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておくものとする。</p> <p>第2章25節「ライフライン強化対策（電力）」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)事業者の役割 ①電力の安定供給 (略)</p>	<p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p>第2章23節「ライフライン強化対策（電話）」 2 各主体の役割及び業務の内容 (2)設備面の災害予防 (略)</p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p>(略)</p> <p>(5)災害時広報活動 <u>&lt;追加&gt;</u> 地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合は、正確かつ速やかに広報活動を行うため、関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておくものとする。</p> <p>第2章25節「ライフライン強化対策（電力）」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)事業者の役割 ①電力の安定供給 (略)</p>	<p>◆市として再生可能エネルギー発電設備の普及促進している旨を明記する。</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正 (事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備)</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>イ 電気事故の防止 電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び社内の「保安規程」等に適合するよう確保するとともに、巡視点検及び改修を行うものとする。</p> <p><u>倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気通信事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③防災時広報活動 停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平常時から防災体制について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、社内連絡体制を整備しておくものとする。</p> <p><u>また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>第2章27節「ライフライン強化対策（上水道）」</b> <b>2 各主体の役割及び業務の内容</b> (2)市の役割</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>②重要施設の耐震化・近代化の推進 (略)</p> <p>オ 浄水場等での供給予備力強化、各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できる監視システムの整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>イ 電気事故の防止 電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び社内の「保安規程」等に適合するよう確保するとともに、巡視点検及び改修を行うものとする。</p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③防災時広報活動 停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平常時から防災体制について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、社内連絡体制を整備しておくものとする。</p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p><b>第2章27節「ライフライン強化対策（上水道）」</b> <b>2 各主体の役割及び業務の内容</b> (2)市の役割</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>②重要施設の耐震化・近代化の推進 (略)</p> <p>オ 浄水場等での供給予備力強化 <u>&lt;追加&gt;</u> 各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できる監視システムの整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>◆防災基本計画の修正 (事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備)</p> <p>◆防災基本計画の修正 (事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備)</p> <p>◆読点の追加</p>





鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>ク 長時間停電対策</p> <p>a 非常用電源の確保</p> <p><u>下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備</u>しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における<u>電源車や可搬式</u>発電機の優先借受けについて協定の締結を図る。</p> <p>b 燃料の確保</p> <p>非常用電源及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。</p> <p><u>なお、非常用電源の燃料は72時間分の備蓄を目標とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>⑦災害復旧資機材等の確保</p> <p>市は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資機材等については、(一社)山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び<u>地方共同法人日本</u>下水道事業団等の協力を得るなど、広域的な支援体制の確立を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>ク 長時間停電対策</p> <p>a 非常用<u>発電機（可搬式）</u>の確保</p> <p><u>マンホールポンプ場の停電対応として、最低必要台数を備品として確保</u>しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における<u>非常用</u>発電機の優先借受けについて協定の締結を図る。</p> <p>b 燃料の確保</p> <p>非常用<u>発電機用</u>及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。</p> <p><u>〈追加〉</u></p> <p>(略)</p> <p>⑦災害復旧資機材等の確保</p> <p>市は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資機材等については、(一社)山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び下水道事業団等の協力を得るなど、広域的な支援体制の確立を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>◆文言の修正</p> <p>◆令和元年東日本台風の教訓</p> <p>◆正式名称を記載</p>



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>④物資の備蓄、確保及び方法 (略)</p> <p>オ 食品の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。</p> <p>a 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳幼児用<u>粉ミルク・液体ミルク</u>等の主食 (略)</p> <p>カ 平常時から石油商業組合等と連携して中核給油所や小口燃料配送拠点における燃料の確保等を促進するとともに、<u>中核給油所等の情報を市と共有するなど、災害時における石油等の安定供給を確保するための体制を構築する。</u> (略)</p> <p>キ 高齢者や乳幼児、性別、身体サイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。 (略)</p> <p>g 光熱材料等（懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、<u>ブルーシート、土のう袋</u> ほか）</p> <p>(2)県の役割 (略)</p> <p>③市に対する支援体制の整備 市に対し、物資の提供・代理調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備するとともに、<u>物資調達・輸送調整支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、沿岸市町における食料等の備蓄状況を常に把握しておく。また、県及び市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等確認を行うよう努める。</u></p>	<p>④物資の備蓄、確保及び方法 (略)</p> <p>オ 食品の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。</p> <p>a 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳幼児用<u>調整粉乳</u>等の主食 (略)</p> <p>カ 平常時から石油商業組合等と連携して中核給油所や小口燃料配送拠点の整備に努め、<u>災害時において石油の安定供給を確保するための体制を構築し、ガソリンや灯油等の燃料を確保するように努める。</u> (略)</p> <p>キ 高齢者や乳幼児、性別、身体サイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。 (略)</p> <p>g 光熱材料等（懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベほか）</p> <p>(2)県の役割 (略)</p> <p>③市に対する支援体制の整備 市に対し、物資の提供・代理調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備する<u>&lt;追加&gt;。&lt;追加&gt;</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆実情に合わせた修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>(3)関係機関の役割 ①日本赤十字社山形県支部 ア 毛布等の<b>救援</b>物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の市及び県からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への<b>搬送</b>に備えるものとする。 イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し連絡を密にするものとする。</p> <p><b>第2章33節「輸送体制の整備」</b> <b>2 緊急輸送ネットワークの設定</b> (1)緊急輸送ネットワークの指定 災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、災害拠点病院、<b>物資輸送</b>拠点等）及び防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体にした緊急輸送ネットワークを指定する。</p> <p><b>3 物資輸送拠点の環境整備等</b> ア <b>物資輸送</b>拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、以下の環境整備を図る。<u>なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を物資輸送拠点にすることも検討する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 市は、社会的、地理的状況、災害による被害想定や避難所の配置状況等を考慮し、一時<b>物資輸送</b>拠点の候補<b>&lt;削除&gt;</b>となる公的施設又は運送事業者等の施設を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。 &lt;一時<b>物資輸送</b>拠点施設&gt; ※<b>令和2年3月31日現在</b></p>	<p>(3)関係機関の役割 ①日本赤十字社山形県支部 ア 毛布等の<b>&lt;追加&gt;</b>物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の市及び県からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への<b>配送</b>に備えるものとする。 イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し連絡を密にするものとする。</p> <p><b>第2章33節「輸送体制の整備」</b> <b>2 緊急輸送ネットワークの形成</b> (1)緊急輸送ネットワークの指定 災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、災害拠点病院、<b>集積配分</b>拠点等）及び防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体にした緊急輸送ネットワークを指定する。</p> <p><b>3 集積配分拠点の環境整備等</b> ア <b>集積配分</b>拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、以下の環境整備を図る。<b>&lt;追加&gt;</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 市は、社会的、地理的状況、災害による被害想定や避難所の配置状況等を考慮し、一時<b>集積配分</b>拠点の候補<b>地</b>となる公的施設又は運送事業者等の施設を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。 &lt;一時<b>集積配分</b>拠点施設&gt; ※<b>平成31年3月31日現在</b></p>	<p>◆文言の修正</p> <p>◆文言の整理</p> <p>◆用語の適正化</p> <p>◆用語の適正化 ◆道の駅の防災拠点化を進める国の施策を反映。</p> <p>◆用語の適正化</p> <p>◆時点修正</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由																																								
<p><b>5 臨時ヘリポートの選定・整備</b>            市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、小中学校のグラウンド、陸上競技場等を臨時ヘリポートとして指定しておく。<u>なお、選定にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。</u>  <u>※令和2年3月31日現在</u></p> <p>&lt;臨時ヘリポート開設場所&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 10%;">用途</th> <th style="width: 15%;">住所</th> <th style="width: 50%;">連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td><u>長沼地区地域活動センター</u></td> <td>グラウンド</td> <td>長沼字宮前164</td> <td>64-2122</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※令和2年3月31日現在</u></p> <p><b>6 緊急輸送用車両等の確保・整備</b>            市は、車両等の必要予想数及び調達先並びに物資の<u>物資輸送</u>拠点施設等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者と<u>物資の保管、荷捌き及び輸送に係る</u>協定を締結する等体制の整備に努める。<u>この際、市及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。</u></p>	No.	施設名	用途	住所	連絡	(略)					11	<u>長沼地区地域活動センター</u>	グラウンド	長沼字宮前164	64-2122	(略)					<p><b>5 臨時ヘリポートの選定・整備</b>            市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、小中学校のグラウンド、陸上競技場等を臨時ヘリポートとして指定しておく。<u>&lt;追加&gt;</u>  <u>※平成31年3月31日現在</u></p> <p>&lt;臨時ヘリポート開設場所&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 10%;">用途</th> <th style="width: 15%;">住所</th> <th style="width: 50%;">連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td><u>旧長沼小学校</u></td> <td>グラウンド</td> <td>長沼字宮前164</td> <td>64-2158</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※平成31年3月31日現在</u></p> <p><b>6 緊急輸送用車両等の確保・整備</b>            市は、車両等の必要予想数及び調達先並びに物資の<u>集積配分</u>拠点施設等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者<u>&lt;追加&gt;</u>と協定を締結する等体制の整備に努める。<u>&lt;追加&gt;</u></p>	No.	施設名	用途	住所	連絡	(略)					11	<u>旧長沼小学校</u>	グラウンド	長沼字宮前164	64-2158	(略)					<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆施設名称の変更</p> <p>◆用語の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>
No.	施設名	用途	住所	連絡																																						
(略)																																										
11	<u>長沼地区地域活動センター</u>	グラウンド	長沼字宮前164	64-2122																																						
(略)																																										
No.	施設名	用途	住所	連絡																																						
(略)																																										
11	<u>旧長沼小学校</u>	グラウンド	長沼字宮前164	64-2158																																						
(略)																																										

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>第2章34節「学校等の防災対策・防災教育」</b>  <b>2 各主体の役割及び業務の内容</b>                      (1)学校等の役割                      ①学校安全計画や防災マニュアルの策定                          (略)</p> <p>イ 内容                      a 安全教育に関する事項                      (a)校種別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項                      (b)学年別・月別<del>〈削除〉</del>の指導事項  <u>○特別活動における指導事項</u>                      ・ 学級（ホームルーム）活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）</p> <p>・ 学校行事（避難訓練、<u>交通安全教室などの安全に関する行事</u>）における指導事項                      ・ 児童（生徒）会活動<del>〈削除〉</del>等での安全に関して予想される活動に関する指導事項</p> <p><b>第2章36節「ボランティア活動の推進」</b>  <b>2各主体の役割</b>                      (1)市の役割                      ③活動環境の整備                      市及び県は、<u>平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u>  <u>また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</u></p>	<p><b>第2章34節「学校等の防災対策・防災教育」</b>  <b>2 各主体の役割及び業務の内容</b>                      (1)学校等の役割                      ①学校安全計画や防災マニュアルの策定                          (略)</p> <p>イ 内容                      a 安全教育に関する事項                      (a)校種別・月別の関連教科、<u>道徳の時間、総合的な学習の時間</u>における安全に関する指導事項                      (b)学年別・月別<u>の安全指導</u>の指導事項                          <u>〈追加〉</u>                      ・ 学級（ホームルーム）活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）</p> <p>・ 学校行事（避難訓練等安全に関する行事）における指導事項                      ・ 児童（生徒）会活動、<u>クラブ活動・部活動</u>等での安全に関して予想される活動に関する指導事項</p> <p><b>第2章36節「ボランティア活動の推進」</b>  <b>2各主体の役割</b>                      (1)市の役割                      ③活動環境の整備                      市及び県は、被災者ニーズ等の情報提供方策の<u>整備やボランティア団体の活動支援、リーダー育成等、ボランティア活動の育成を図る。</u></p>	<p>◆学習指導要領の改訂、「第2次学校安全の推進に関する計画」（文部科学省）の策定に対応した学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）の改訂に伴う修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由				
<p><b>第3章1節「災害対策本部の組織・運営・動員」</b>  <b>6 災害復旧対策会議</b>  <u>災害対策本部廃止以後の市の意思決定機関として、災害による応急復旧・復興に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図るため、災害復旧対策会議を設置する。</u>  <u>(1) 会議の組織</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">本部長</td> <td style="padding: 2px;">副市長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">本部員</td> <td style="padding: 2px;"><u>総務部長、企画部長、市民部長、危機管理監、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、病院事務部長、上下水道部長、消防長、教育部長、各支所長</u></td> </tr> </table> <p><u>(2) 設置基準</u>  <u>市長は、災害による応急復旧・復興等に係る事項を決定するために必要があると判断した場合は、会議を設置するものとする。</u>  <u>(3) 廃止基準</u>  <u>・応急復旧・復興対策活動が完了、もしくは完了の見込みが立ったとき</u>  <u>・その他、本部長が廃止できると判断したとき</u></p> <p><u>(4) 協議事項</u>  <u>・応急復旧・復興対策に関すること</u>  <u>・支援策に関すること</u>  <u>・災害対策費の予算に関すること</u>  <u>・災害救助法及び被災者生活再建支援制度等に関すること</u>  <u>・その他</u></p> <p><u>(5) 事務局</u>  <u>会議の事務を処理するため、事務局を防災安全課に置く。</u></p> <p><b>7 活動体制の区分及び設置基準</b>  <b>8 職員の動員基準</b></p>	本部長	副市長	本部員	<u>総務部長、企画部長、市民部長、危機管理監、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、病院事務部長、上下水道部長、消防長、教育部長、各支所長</u>	<p><b>第3章1節「災害対策本部の組織・運営・動員」</b></p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p><b>6 活動体制の区分及び設置基準</b>  <b>7 職員の動員基準</b></p>	<p>◆市独自に新たに追加</p>
本部長	副市長					
本部員	<u>総務部長、企画部長、市民部長、危機管理監、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、病院事務部長、上下水道部長、消防長、教育部長、各支所長</u>					

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由																																
<p><b>9 災害対策本部及び地域災害対策本部の事務分掌</b> 別表1「災害対策本部の各部・各班の事務分掌表」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部名</th> <th style="width: 15%;">班名 (●班長)</th> <th style="width: 75%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総務部</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     財政班 (財政課) (●契約管財課) <u>(会計課)</u> (スポーツ課(※2))                 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品(※1)や災害用物資の調達(※3)・管理に関する事</li> <li>・市有建物(普通財産)の被害調査に関する事</li> <li>・災害予算の編成に関する事</li> <li>・災害予算の経理に関する事</li> <li>・<u>公用車の一元管理に関する事</u></li> <li>・<u>市有物件災害共済の見舞金等に関する事</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     相談・職員班 (●職員課) <u>(削除)</u> (監査事務局) (選管事務局)                 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問合せ・相談に関する事</li> <li>・災害対策要員の確保に関する事</li> <li>・公務災害補償に関する事</li> <li>・職員の安否に関する事</li> <li>・業務継続に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">市民部</td> <td style="vertical-align: top;">                     災害対策班 (●防災安全課)                 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び廃止に関する事</li> <li>・災害応急対策実施の総合的計画、調整に関する事</li> <li>・指揮命令の伝達に関する事</li> <li>・本部員会議、本部連絡員室に関する事</li> <li>・支部、現地本部の統轄に関する事</li> <li>・職員の動員に関する事</li> <li>・<u>防災資機材の避難所への搬出に関する事</u></li> <li>・災害救助法に関する事</li> <li>・災害派遣要請(自衛隊、日赤、県、他市町村等)に関する事</li> <li>・その他本部長の命ずる事項</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名 (●班長)	事務分掌	総務部	(略)		財政班 (財政課) (●契約管財課) <u>(会計課)</u> (スポーツ課(※2))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品(※1)や災害用物資の調達(※3)・管理に関する事</li> <li>・市有建物(普通財産)の被害調査に関する事</li> <li>・災害予算の編成に関する事</li> <li>・災害予算の経理に関する事</li> <li>・<u>公用車の一元管理に関する事</u></li> <li>・<u>市有物件災害共済の見舞金等に関する事</u></li> </ul>	相談・職員班 (●職員課) <u>(削除)</u> (監査事務局) (選管事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問合せ・相談に関する事</li> <li>・災害対策要員の確保に関する事</li> <li>・公務災害補償に関する事</li> <li>・職員の安否に関する事</li> <li>・業務継続に関する事</li> </ul>	(略)			市民部	災害対策班 (●防災安全課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び廃止に関する事</li> <li>・災害応急対策実施の総合的計画、調整に関する事</li> <li>・指揮命令の伝達に関する事</li> <li>・本部員会議、本部連絡員室に関する事</li> <li>・支部、現地本部の統轄に関する事</li> <li>・職員の動員に関する事</li> <li>・<u>防災資機材の避難所への搬出に関する事</u></li> <li>・災害救助法に関する事</li> <li>・災害派遣要請(自衛隊、日赤、県、他市町村等)に関する事</li> <li>・その他本部長の命ずる事項</li> </ul>	<p><b>8 災害対策本部及び地域災害対策本部の事務分掌</b> 別表1「災害対策本部の各部・各班の事務分掌表」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部名</th> <th style="width: 15%;">班名 (●班長)</th> <th style="width: 75%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総務部</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     財政班 (財政課) (●契約管財課) <u>(追加)</u> (スポーツ課(※2))                 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品(※1)や災害用物資の調達(※3)・管理に関する事</li> <li>・市有建物(普通財産)の被害調査に関する事</li> <li>・災害予算の編成に関する事</li> <li>・災害予算の経理に関する事</li> <li>・<u>(追加)</u></li> <li>・<u>(追加)</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     相談・職員班 (●職員課) <u>(会計課)</u> (監査事務局) (選管事務局)                 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問合せ・相談に関する事</li> <li>・災害対策要員の確保に関する事</li> <li>・公務災害補償に関する事</li> <li>・職員の安否に関する事</li> <li>・業務継続に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">市民部</td> <td style="vertical-align: top;">                     災害対策班 (●防災安全課)                 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び廃止に関する事</li> <li>・災害応急対策実施の総合的計画、調整に関する事</li> <li>・指揮命令の伝達に関する事</li> <li>・本部員会議、本部連絡員室に関する事</li> <li>・支部、現地本部の統轄に関する事</li> <li>・職員の動員に関する事</li> <li>・<u>(追加)</u></li> <li>・災害救助法に関する事</li> <li>・災害派遣要請(自衛隊、日赤、県、他市町村等)に関する事</li> <li>・その他本部長の命ずる事項</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名 (●班長)	事務分掌	総務部	(略)		財政班 (財政課) (●契約管財課) <u>(追加)</u> (スポーツ課(※2))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品(※1)や災害用物資の調達(※3)・管理に関する事</li> <li>・市有建物(普通財産)の被害調査に関する事</li> <li>・災害予算の編成に関する事</li> <li>・災害予算の経理に関する事</li> <li>・<u>(追加)</u></li> <li>・<u>(追加)</u></li> </ul>	相談・職員班 (●職員課) <u>(会計課)</u> (監査事務局) (選管事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問合せ・相談に関する事</li> <li>・災害対策要員の確保に関する事</li> <li>・公務災害補償に関する事</li> <li>・職員の安否に関する事</li> <li>・業務継続に関する事</li> </ul>	(略)			市民部	災害対策班 (●防災安全課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び廃止に関する事</li> <li>・災害応急対策実施の総合的計画、調整に関する事</li> <li>・指揮命令の伝達に関する事</li> <li>・本部員会議、本部連絡員室に関する事</li> <li>・支部、現地本部の統轄に関する事</li> <li>・職員の動員に関する事</li> <li>・<u>(追加)</u></li> <li>・災害救助法に関する事</li> <li>・災害派遣要請(自衛隊、日赤、県、他市町村等)に関する事</li> <li>・その他本部長の命ずる事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆山形県沖地震の教訓を踏まえ事務分掌を追加</li> <li>◆併せて班編成を変更</li> </ul>
部名	班名 (●班長)	事務分掌																																
総務部	(略)																																	
	財政班 (財政課) (●契約管財課) <u>(会計課)</u> (スポーツ課(※2))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品(※1)や災害用物資の調達(※3)・管理に関する事</li> <li>・市有建物(普通財産)の被害調査に関する事</li> <li>・災害予算の編成に関する事</li> <li>・災害予算の経理に関する事</li> <li>・<u>公用車の一元管理に関する事</u></li> <li>・<u>市有物件災害共済の見舞金等に関する事</u></li> </ul>																																
	相談・職員班 (●職員課) <u>(削除)</u> (監査事務局) (選管事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問合せ・相談に関する事</li> <li>・災害対策要員の確保に関する事</li> <li>・公務災害補償に関する事</li> <li>・職員の安否に関する事</li> <li>・業務継続に関する事</li> </ul>																																
(略)																																		
市民部	災害対策班 (●防災安全課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び廃止に関する事</li> <li>・災害応急対策実施の総合的計画、調整に関する事</li> <li>・指揮命令の伝達に関する事</li> <li>・本部員会議、本部連絡員室に関する事</li> <li>・支部、現地本部の統轄に関する事</li> <li>・職員の動員に関する事</li> <li>・<u>防災資機材の避難所への搬出に関する事</u></li> <li>・災害救助法に関する事</li> <li>・災害派遣要請(自衛隊、日赤、県、他市町村等)に関する事</li> <li>・その他本部長の命ずる事項</li> </ul>																																
部名	班名 (●班長)	事務分掌																																
総務部	(略)																																	
	財政班 (財政課) (●契約管財課) <u>(追加)</u> (スポーツ課(※2))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品(※1)や災害用物資の調達(※3)・管理に関する事</li> <li>・市有建物(普通財産)の被害調査に関する事</li> <li>・災害予算の編成に関する事</li> <li>・災害予算の経理に関する事</li> <li>・<u>(追加)</u></li> <li>・<u>(追加)</u></li> </ul>																																
	相談・職員班 (●職員課) <u>(会計課)</u> (監査事務局) (選管事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問合せ・相談に関する事</li> <li>・災害対策要員の確保に関する事</li> <li>・公務災害補償に関する事</li> <li>・職員の安否に関する事</li> <li>・業務継続に関する事</li> </ul>																																
(略)																																		
市民部	災害対策班 (●防災安全課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び廃止に関する事</li> <li>・災害応急対策実施の総合的計画、調整に関する事</li> <li>・指揮命令の伝達に関する事</li> <li>・本部員会議、本部連絡員室に関する事</li> <li>・支部、現地本部の統轄に関する事</li> <li>・職員の動員に関する事</li> <li>・<u>(追加)</u></li> <li>・災害救助法に関する事</li> <li>・災害派遣要請(自衛隊、日赤、県、他市町村等)に関する事</li> <li>・その他本部長の命ずる事項</li> </ul>																																

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>第3章3節「自衛隊派遣の要請・受け入れ体制」</b>  <b>3 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等</b>                      (1)自衛隊災害派遣要請の手続き                      ④自衛隊の自主派遣  <u>ア</u> 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。  <u>a</u> 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。  <u>b</u> 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。  <u>c</u> 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。  <u>d</u> 上記に準じ特に急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。</p> <p><u>イ</u> <u>自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理するものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。</u></p> <p><u>エ</u> <u>知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。</u></p> <p><b>第3章4節「災害情報の収集・伝達」</b>                      【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、ライフライン対策班）、警察本部、<u>酒田海上保安部</u>、防災関係機関、放送事業者、ボランティア団体等</p>	<p><b>第3章3節「自衛隊派遣の要請・受け入れ体制」</b>  <b>3 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等</b>                      (1)自衛隊災害派遣要請の手続き                      ④自衛隊の自主派遣  <u>＜追加＞</u>自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。  <u>ア</u> 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。  <u>イ</u> 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。  <u>ウ</u> 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。  <u>エ</u> 上記に準じ特に急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。</p> <p><u>＜追加＞</u></p> <p><u>＜追加＞</u></p> <p><u>＜追加＞</u></p> <p><b>第3章4節「災害情報の収集・伝達」</b>                      【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、ライフライン対策班）、警察本部、防災関係機関、放送事業者、ボランティア団体等</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆山形県地域防災計画との整合</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>3 各主体の役割</b></p> <p>(2)県の役割</p> <p>ア 県は、県内震度3以上の地震が発生した場合には、被災地の市町村消防本部、県出先機関及び県警本部等を通じ被害情報の把握に努める。<u>情報の収集に当たっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質的な被害の把握に努める。</u>また、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター、<u>無人航空機</u>等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。</p> <p>(3)県警察の役割</p> <p><u>警察署、交番、駐在所、パトロールカー、警察ヘリコプター及び無人航空機等を通じて被災地の情報を収集する。</u></p> <p><u>(4)酒田海上保安部</u> <u>必要に応じ巡視船艇、航空機及び無人航空機等により海域部及び沿岸部の被害調査にあるとともに、関係機関等から情報の収集に努める。</u></p> <p>(5)防災関係機関の役割</p> <p>(6)市民・企業（事業所）等の役割</p> <p><b>第3章5節「地震・津波情報等の伝達」</b></p> <p><b>1 計画の目的</b></p> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>地震の規模・発生場所や地震に伴う津波警報・注意報及び地震関係情報を、防災行政無線、ケーブルテレビ、有線放送、テレビ、ラジオ、半鐘、<u>「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」</u>等を活用し、関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立つ。</p>	<p><b>3 各主体の役割</b></p> <p>(2)県の役割</p> <p>ア 県は、県内震度3以上の地震が発生した場合には、被災地の市町村消防本部、県出先機関及び県警本部等を通じ被害情報の把握に努める。<u>&lt;追加&gt;</u>また、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター<u>&lt;追加&gt;</u>等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。</p> <p>(3)県警察の役割</p> <p><u>地震発生時には、直ちに情報収集にあたり一元的な情報収集体制を確立する。また、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集する。</u></p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p>(4)防災関係機関の役割</p> <p>(5)市民・企業（事業所）等の役割</p> <p><b>第3章5節「地震・津波情報等の伝達」</b></p> <p><b>1 計画の目的</b></p> <p>&lt;達成目標&gt;</p> <p>地震の規模・発生場所や地震に伴う津波警報・注意報及び地震関係情報を、防災行政無線、ケーブルテレビ、有線放送、テレビ、ラジオ、半鐘<u>&lt;追加&gt;</u>等を活用し、関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立つ。</p>	<p>◆山形県における近年の災害を踏まえた修正（画像・地図等の視覚的情報による被害情報収集体制の強化）</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆山形県地域防災計画との整合</p> <p>◆山形県地域防災計画との整合</p> <p>◆気象業務法施行規則等を改正し、津波警報等の伝達に赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）を用いることを定めたことによる「津波フラッグ」の追加</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>4 業務の内容</b></p> <p>(1)津波警報等</p> <p>①津波警報等の発表</p> <p>「津波警報・注意報」、「地震・津波情報」及び「津波予報」は、気象庁から発表され山形地方気象台を経由して、県、関係機関、市及び住民へと伝達される。（別図1のとおり。）津波による災害の発生が予想される場合に、津波警報（大津波、津波又は津波注意報が「津波警報・注意報」の種類のとおり発表される。「津波警報・注意報」が発表された場合、「津波情報」のとおり津波の予想到達時刻や予想される津波の高さ等が適宜発表される。地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、「津波予報」のとおり発表される。地震情報は、震度3以上を観測した場合、「地震情報の種類と内容」のとおり、震度速報が<u>1分半後</u>に発表され、その後、震源に関する情報等が順次発表される。</p> <p>②緊急地震速報</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これを報道機関等の協力によりテレビ等で住民等に周知する。<u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</u></p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、<u>内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。</u></p>	<p><b>4 業務の内容</b></p> <p>(1)津波警報等</p> <p>①津波警報等の発表</p> <p>「津波警報・注意報」、「地震・津波情報」及び「津波予報」は、気象庁から発表され山形地方気象台を経由して、県、関係機関、市及び住民へと伝達される。（別図1のとおり。）津波による災害の発生が予想される場合に、津波警報（大津波、津波又は津波注意報が「津波警報・注意報」の種類のとおり発表される。「津波警報・注意報」が発表された場合、「津波情報」のとおり津波の予想到達時刻や予想される津波の高さ等が適宜発表される。地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、「津波予報」のとおり発表される。地震情報は、震度3以上を観測した場合、「地震情報の種類と内容」のとおり、震度速報が<u>2分以内</u>に発表され、その後、震源に関する情報等が順次発表される。</p> <p>②緊急地震速報</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これを報道機関等の協力によりテレビ等で住民等に周知する。</p> <p>注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源<u>付近</u>では強い揺れの到達に<u>間に合わない</u>。</p>	<p>◆発表に係る時間を修正</p> <p>◆緊急地震速報（予報）と予想震度6弱以上を特別警報に位置付けることの追記</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>③ <u>大津波警報・津波警報・注意報の種類等</u>  <u>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。</u>  <u>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</u></p>	<p>③ <u>&lt;追加&gt;津波警報・注意報の種類等</u>  <u>気象庁は、地震が発生した場合、地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生から15分程度で正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</u></p>	<p>◆表現の適正化</p>



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新				旧				変更理由	
「津波警報・注意報」の種類				「津波警報・注意報」の種類				◆表現の適正化	
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報・注意報種類	発表基準	発表される津波の高さ			
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表			数値での発表	定性的表現での発表 (※)		とるべき行動
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<u>10m超</u> (10m<予想高さ)	巨大	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超		巨大
		<u>10m</u> (5m<予想高さ≤10m)				5m<高さ≤10m	10m		
		<u>5m</u> (3m<予想高さ≤5m)				3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	<u>3m</u> (1m<予想高さ≤3m)	高い	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<u>1m</u> (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記なし)	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記なし)	

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由																								
<p style="color: red; margin: 0;">大津波警報を特別警報に位置付けている。  <u>「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</u></p>																										
<p style="margin: 0;">「津波情報」</p>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類の情報</th> <th style="width: 80%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td style="color: red;">沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td style="color: red;">沖合で観測された津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> </tbody> </table>	種類の情報	内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	<削除>		沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測された津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類の情報</th> <th style="width: 80%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td style="color: red;">実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">津波に関するその他の情報</td> <td style="color: red;">津波に関するその他の必要な事項を発表</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td style="color: red;">沖合で観測された津波の高さ、沿岸で推定される津波の高さを発表</td> </tr> </tbody> </table>	種類の情報	内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表	津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測された津波の高さ、沿岸で推定される津波の高さを発表	<p style="color: red;">◆表現の適正化</p>
種類の情報	内容																									
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表																									
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																									
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表																									
<削除>																										
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測された津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表																									
種類の情報	内容																									
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表																									
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																									
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表																									
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表																									
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測された津波の高さ、沿岸で推定される津波の高さを発表																									
<p style="margin: 0;">「津波予報」</p>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">発表基準</th> <th style="width: 80%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予測されない時（地震情報に含めて発表）</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想された時&lt;削除&gt;</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続する時&lt;削除&gt;</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表基準	内容	津波が予測されない時（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想された時<削除>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続する時<削除>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">発表基準</th> <th style="width: 80%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予測されない時（地震情報に含めて発表）</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想された時&lt;津波に関するその他の情報に含めて発表&gt;</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続する時&lt;津波に関するその他の情報に含めて発表&gt;</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表基準	内容	津波が予測されない時（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想された時<津波に関するその他の情報に含めて発表>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続する時<津波に関するその他の情報に含めて発表>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p style="color: red;">◆表現の適正化</p>								
発表基準	内容																									
津波が予測されない時（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表																									
0.2m未満の海面変動が予想された時<削除>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																									
津波注意報解除後も海面変動が継続する時<削除>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表																									
発表基準	内容																									
津波が予測されない時（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表																									
0.2m未満の海面変動が予想された時<津波に関するその他の情報に含めて発表>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																									
津波注意報解除後も海面変動が継続する時<津波に関するその他の情報に含めて発表>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表																									

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新			旧			変更理由
「地震情報の種類と内容」			「地震情報の種類と内容」			◆時点修正 ◆長周期地震動に関する観測情報を追加
種類	発表基準	内容	種類	発表基準	内容	
震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約188地域に区分）と地震の揺れの <u>検知時刻</u> を速報	震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約190地域に区分）と地震の揺れの <u>発現時刻</u> を速報	
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	
(略)			(略)			
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）</u>	<追加>			

# 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>地震・津波情報及び津波警報・注意報に関する伝達系統図</p> <p>仙台管区気象台</p> <p>県防災危機管理課</p> <p>消防庁</p> <p>鶴岡市</p> <p>鶴岡市消防団 → 各方面隊</p> <p>庁舎関係課 → 広報車</p> <p>教育委員会 → 学校</p> <p>関係機関・団体</p> <p>各町内会・自治会</p> <p>地元報道機関</p> <p>市民</p> <p>山形地方気象台</p> <p>山形地方気象台</p> <p>県警察本部 → 鶴岡警察署</p> <p>陸上自衛隊第6師団司令部</p> <p>酒田海上保安部</p> <p>山形河川国道事務所 → 酒田河川国道事務所 → 各出張所</p> <p>鉄道気象連絡会 → JR東日本株鶴岡駅</p> <p>東北電力株山形支店電力流通 → 鶴岡営業所</p> <p>報道機関</p> <p>東日本電信電話株山形支店</p> <p>NHK山形放送局</p>	<p>地震・津波情報及び津波警報・注意報に関する伝達系統図</p> <p>仙台管区気象台</p> <p>県防災危機管理課</p> <p>(追加)</p> <p>鶴岡市</p> <p>鶴岡市消防団 → 各方面隊</p> <p>庁舎関係課 → 広報車</p> <p>教育委員会 → 学校</p> <p>関係機関・団体</p> <p>各町内会・自治会</p> <p>地元報道機関</p> <p>市民</p> <p>山形地方気象台</p> <p>山形地方気象台</p> <p>県警察本部 → 鶴岡警察署</p> <p>陸上自衛隊第6師団司令部</p> <p>酒田海上保安部</p> <p>山形河川国道事務所 → 酒田河川国道事務所 → 各出張所</p> <p>鉄道気象連絡会 → JR東日本株鶴岡駅</p> <p>東北電力株山形支店電力流通 → 鶴岡営業所</p> <p>報道機関</p> <p>東日本電信電話株山形支店</p> <p>(追加)</p>	<p>変更理由</p> <p>◆法定伝達経路を明記</p>



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>5 被災者等への情報伝達活動</b>  <u>(1)被災者への情報伝達</u>  <u>市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努める。</u>  <u>なお、その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。</u>  <u>市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。</u>  <u>特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</u>  <u>(2)市民への的確な情報伝達</u>  <u>市及び県は、国民全体に対し地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。</u></p> <p><b>第3章8節「自分と家族を守る応急対策」</b>  <b>3 応急対策の実施</b>  (1)災害情報収集・伝達  (略)</p> <p><u>ウ 訪日外国人観光客には万が一の災害に備えて事前にSafety Tips（観光庁監修災害時情報提供アプリ）のダウンロードをすることをウェブサイト等で呼びかけ、現地では観光案内所を中心に災害に関する情報や避難所情報を的確に伝達する。</u></p>	<p><b>5 被災者等への情報伝達活動</b>  <u>（追加）</u></p> <p><b>第3章8節「自分と家族を守る応急対策」</b>  <b>3 応急対策の実施</b>  (1)災害情報収集・伝達  (略)</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>◆山形県地域防災計画との整合  ◆防災基本計画の修正</p> <p>◆訪日外国人観光客を対象とした対応を追加</p>



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新				旧				変更理由
<b>第3章9節「住民等避難対策」</b> <b>4 避難情報の発令</b> (1)避難勧告等の実施者				<b>第3章9節「住民等避難対策」</b> <b>4 避難情報の発令</b> (1)避難勧告等の実施者				◆「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正
区分	<u>警戒レベル</u>	実施責任者	措置	区分	<u>追加</u>	実施責任者	措置	
				実施の基準				
				勧告等を実施した場合の通知等				
避難準備・高齢者等避難開始	3	市長	・ <u>高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ</u>	避難準備・高齢者等避難開始	<u>追加</u>	市長	・ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	
・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき				・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき				
屋内安全確保	/	市長	・ <u>屋内での待避等の安全措置</u>	屋内安全確保	<u>追加</u>	市長	・ <u>屋内安全確保の指示</u>	
・災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき <u>（災害対策基本法第60条）</u>				・災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき <u>（災害対策基本法第60条）</u>				
<u>（削除）</u>				<u>市長→（報告）→知事</u>				
避難勧告及び避難指示（緊急）	4	市長	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	避難勧告及び避難指示（緊急）	<u>追加</u>	市長	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	
・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 <u>（削除）</u>				・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 <u>（災害対策基本法60条）</u>				
<u>（削除）</u>				<u>市長→（報告）→知事</u>				
・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 <u>（削除）</u>				・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 <u>（災害対策基本法60条）</u>				
<u>（削除）</u>				<u>市長→（報告）→知事</u>				
災害発生情報	5	市長	・ <u>命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ</u>	<u>追加</u>				
・ <u>既に災害が発生している状況であり、市町村が災害の発生を把握した場合</u> ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意								

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新				旧				変更理由				
区分	<span style="color: red;">警戒 レベル</span>	実施責任者	措置	実施の基準		区分	<span style="color: red;">追加</span>	実施責任者	措置	実施の基準		
				勧告等を実施した場合の通知等						勧告等を実施した場合の通知等		
避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	・ 立退きの指示	・ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第29条） 水防管理者→（通知）→警察署長		避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	・ 立退きの指示	・ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第29条） 水防管理者→（通知）→警察署長		
		知事又はその命を受けた県職員	・ 立退きの指示	・ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき（地すべり等防止法第25条） 知事又はその命を受けた県職員→（通知）→警察署長				知事又はその命を受けた県職員	・ 立退きの指示	・ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき（地すべり等防止法第25条） 知事又はその命を受けた県職員→（通知）→警察署長		
		警察官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合（災害対策基本法61条） 警察官→（通知）→市長→（報告）→知事				警察官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合（災害対策基本法61条） 警察官→（通知）→市長→（報告）→知事		
			・ 避難等の措置	・ 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第4条） 警察官→（報告）→公安委員会					・ 避難等の措置	・ 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第4条） 警察官→（報告）→公安委員会		
		海上保安官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合（災害対策基本法61条） 海上保安官→（通知）→市長→（報告）→知事				海上保安官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合（災害対策基本法61条） 海上保安官→（通知）→市長→（報告）→知事		
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・ 避難等の措置	・ 警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条） 自衛官→（報告）→防衛大臣の指定する者				災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・ 避難等の措置	・ 警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条） 自衛官→（報告）→防衛大臣の指定する者		

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由								
<p style="color: red; text-decoration: underline;">ウ 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="text-align: center; color: red; text-decoration: underline;">立退き避難が必要な居住者等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; color: red; text-decoration: underline;">【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td style="color: red; text-decoration: underline;"> <p><b>高齢者等避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; color: red; text-decoration: underline;">【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）</td> <td style="color: red; text-decoration: underline;"> <p><b>全員避難</b></p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> </ul> <p>＜市町村から避難指示（緊急）が発令された場合＞</p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> <li>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; color: red; text-decoration: underline;">【警戒レベル5】 災害発生情報</td> <td style="color: red; text-decoration: underline;"> <p><b>災害発生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		立退き避難が必要な居住者等に求める行動	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	<p><b>高齢者等避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>	【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）	<p><b>全員避難</b></p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> </ul> <p>＜市町村から避難指示（緊急）が発令された場合＞</p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> <li>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	【警戒レベル5】 災害発生情報	<p><b>災害発生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<p style="color: red; text-decoration: underline;">＜追加＞</p>	<p style="color: red;">◆「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正</p>
	立退き避難が必要な居住者等に求める行動									
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	<p><b>高齢者等避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>									
【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）	<p><b>全員避難</b></p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> </ul> <p>＜市町村から避難指示（緊急）が発令された場合＞</p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</li> <li>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>									
【警戒レベル5】 災害発生情報	<p><b>災害発生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>									

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><u>※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</u></p> <p><u>※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動</u></p> <p><u>注 突発的な災害の場合、市長からの避難勧告等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</u></p> <p>(3)避難者の誘導、救助</p> <p><u>市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p>避難誘導は、市、警察、町内会及び自主防災組織等があたり、避難行動要支援者の避難誘導等が災害時要援護者避難計画（避難行動要支援者避難計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。また、住民は、相互に協力して可能な限り集団避難を実施するものとする。</p>	<p>(3)避難者の誘導、救助</p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p>避難誘導は、市、警察、町内会及び自主防災組織等があたり、避難行動要支援者の避難誘導等が災害時要援護者避難計画（避難行動要支援者避難計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。また、住民は、相互に協力して可能な限り集団避難を実施するものとする。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>第3章10節「津波避難対策」</b>  <b>1 計画の目的</b>            &lt;達成目標&gt;            津波警報又は津波注意報の通知を受けたときは、防災行政無線、緊急地震速報、広報車、ラジオ、半鐘、<u>津波フラッグ</u>等を活用し、海岸付近の住民・海岸施設利用者・来訪者等に対して避難指示（緊急）を発令する。自主防災組織、消防団等は適切な避難場所・避難路を指示し、住民等を迅速かつ安全に避難させるものとする。</p> <p><b>4 津波警報・注意報等の伝達</b>            (1)津波警報等            ①津波警報等の発表</p> <p>「津波警報・注意報」、「地震・津波情報」及び「津波予報」は、気象庁から発表され山形地方気象台を経由して、県、関係機関、市及び住民へと伝達される。津波による災害の発生が予想される場合に、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報が「③ア津波警報・注意報の種類」のとおり発表される。</p> <p>「津波警報・注意報」が発表された場合、「③イ津波情報の種類」のとおり津波の予想到達時刻や予想される津波の高さ等が適宜発表される。地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、「③ウ津波予報」のとおり発表される。地震情報は、震度3以上を観測した場合、「③エ地震情報の種類と内容」のとおり、震度速報が<u>1分半後</u>に発表され、その後、震源に関する情報等が順次発表される。</p>	<p><b>第3章10節「津波避難対策」</b>  <b>1 計画の目的</b>            &lt;達成目標&gt;            津波警報又は津波注意報の通知を受けたときは、防災行政無線、緊急地震速報、広報車、ラジオ、半鐘<u>&lt;追加&gt;</u>等を活用し、海岸付近の住民・海岸施設利用者・来訪者等に対して避難指示（緊急）を発令する。自主防災組織、消防団等は適切な避難場所・避難路を指示し、住民等を迅速かつ安全に避難させるものとする。</p> <p><b>4 津波警報・注意報等の伝達</b>            (1)津波警報等            ①津波警報等の発表</p> <p>「津波警報・注意報」、「地震・津波情報」及び「津波予報」は、気象庁から発表され山形地方気象台を経由して、県、関係機関、市及び住民へと伝達される。津波による災害の発生が予想される場合に、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報が「③ア津波警報・注意報の種類」のとおり発表される。</p> <p>「津波警報・注意報」が発表された場合、「③イ津波情報の種類」のとおり津波の予想到達時刻や予想される津波の高さ等が適宜発表される。地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、「③ウ津波予報」のとおり発表される。地震情報は、震度3以上を観測した場合、「③エ地震情報の種類と内容」のとおり、震度速報が<u>2分以内</u>に発表され、その後、震源に関する情報等が順次発表される。</p>	<p>◆伝達的手段に津波フラッグの追加</p> <p>◆発表に係る時間を修正</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>③大津波警報・津波警報・注意報の種類等</p> <p><u>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。</u></p> <p><u>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</u></p>	<p>③&lt;追加&gt;津波警報・注意報の種類等</p> <p><u>気象庁においては、地震が発生した場合は、地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で想定される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表することになっている。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表することになる。なお、予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生から15分程度で正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</u></p>	



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新				旧				変更理由		
ア 津波警報・注意報の種類				ア 津波警報・注意報の種類				◆時点修正		
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報・注意報の種類	発表基準	発表される津波の高さ		とるべき行動	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表				数値での発表			定性的表現での発表 (※)
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<u>10m超</u> (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<u>10m超</u>		巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		<u>10m</u> (5m<予想高さ≤10m)					<u>10m</u>			
		<u>5m</u> (3m<予想高さ≤5m)					<u>5m</u>			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	<u>3m</u> (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	<u>3m</u>	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<u>1m</u> (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<u>1m</u>	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由																														
<p>エ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">発表基準</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約188地域に区分）と地震の揺れの<u>検知時刻</u>を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度3以上</td> <td><u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等</u>を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5 業務の内容</b>                      (2)住民等の避難誘導等                      市は、海浜にいる者及び海岸付近の住民に避難するよう指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団員等により速やかに避難誘導を行うものとする。海岸付近の住民等は、津波警報・注意報が発表された場合や、<u>地震による震度4以上の強い揺れを感じた時や、弱くてもゆっくりとした揺れを感じた場合は</u>、あらかじめ指定された避難場所又は直近の高台等に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や高齢者の避難を互いに協力して行うものとする。海岸付近を走行中の車両の運転手は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったときは、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ちに避難することとする。</p>	種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約188地域に区分）と地震の揺れの <u>検知時刻</u> を速報	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	(略)			長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等</u> を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）	<p>エ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">発表基準</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約190地域に区分）と地震の揺れの<u>発現時刻</u>を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">&lt;追加&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5 業務の内容</b>                      (2)住民等の避難誘導等                      市は、海浜にいる者及び海岸付近の住民に避難するよう指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団員等により速やかに避難誘導を行うものとする。海岸付近の住民等は、津波警報・注意報が発表された場合や、<u>震度4以上の地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は</u>、あらかじめ指定された避難場所又は直近の高台等に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や高齢者の避難を互いに協力して行うものとする。海岸付近を走行中の車両の運転手は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったときは、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ちに避難することとする。</p>	種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約190地域に区分）と地震の揺れの <u>発現時刻</u> を速報	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	(略)			<追加>			<p>◆時点修正                      ◆長周期地震動に関する観測情報を追加</p> <p>◆表現の適正化</p>
種類	発表基準	内容																														
震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約188地域に区分）と地震の揺れの <u>検知時刻</u> を速報																														
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加																														
(略)																																
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等</u> を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）																														
種類	発表基準	内容																														
震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約190地域に区分）と地震の揺れの <u>発現時刻</u> を速報																														
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加																														
(略)																																
<追加>																																

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新			旧			変更理由
実施主体	対 策	協力依頼先	実施主体	対 策	協力依頼先	<p>◆漁協は、漁船以外の船舶に対する連絡手段を持っていない等の理由により削除</p>           <p>◆名称記載の統一</p>
市	適切な避難場所・避難路を指示するとともに、関係機関の協力を得ながら要所に誘導員を配置するなどして住民等を迅速かつ安全に避難させる。	県警察、消防団、自主防災組織	市	適切な避難場所・避難路を指示するとともに、関係機関の協力を得ながら要所に誘導員を配置するなどして住民等を迅速かつ安全に避難させる。	県警察、消防団、自主防災組織	
バス・タクシー事業者	状況に応じ、バス・タクシーの運転見合わせや安全地帯への移動を行うとともに乗客・待合客等を安全な場所に誘導するものとする。		バス・タクシー事業者	状況に応じ、バス・タクシーの運転見合わせや安全地帯への移動を行うとともに乗客・待合客等を安全な場所に誘導するものとする。		
旅客航路事業者	状況に応じ、港内停泊中の船舶は、速やかに港外に待避させ、入港予定船舶は、港外に待機させるとともに、旅客・待合客等を安全な場所に誘導するものとする。		旅客航路事業者	状況に応じ、港内停泊中の船舶は、速やかに港外に待避させ、入港予定船舶は、港外に待機させるとともに、旅客・待合客等を安全な場所に誘導するものとする。		
<u>〈削除〉</u>			<u>漁業組合</u>	<u>状況に応じ、港内停泊中の船舶は、速やかに港外に待避させ、入港予定船舶は、港外に待機させるものとする。</u>		
海岸施設管理者	状況に応じ、施設利用者を安全な場所に避難させるとともに、施設の利用を禁止又は制限するものとする。		海岸施設管理者	状況に応じ、施設利用者を安全な場所に避難させるとともに、施設の利用を禁止又は制限するものとする。		
<p><b>第3章 1 1 節「避難所運営」</b></p> <p>【本所】市民生活班、要援護対策班、教育班、災害対策班                  【庁舎】市民福祉班、総務企画班                  【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、保健医療対策班、生活救援班、輸送対策班）、県教育委員会、日本赤十字社 <b>山形県支部</b>、医師会、県・市社会福祉協議会、県災害ボランティア支援本部、市災害ボランティアセンター、（一社）山形県老人福祉施設協議会</p>			<p><b>第3章 1 1 節「避難所運営」</b></p> <p>【本所】市民生活班、要援護対策班、教育班、災害対策班                  【庁舎】市民福祉班、総務企画班                  【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、保健医療対策班、生活救援班、輸送対策班）、県教育委員会、日本赤十字社 <b>〈追加〉</b>、医師会、県・市社会福祉協議会、県災害ボランティア支援本部、市災害ボランティアセンター、（一社）山形県老人福祉施設協議会</p>			

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>4 業務の内容</b>  <b>(1)避難所の開設</b>            市は、地震が発生し住民に避難を勧告又は指示した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合、あらかじめ指定されている避難所を開設する。</p> <p><u>併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。</u>  <u>また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。</u>  <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u></p> <p><u>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、〈削除〉旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p><u>ただし、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p>	<p><b>4 業務の内容</b>  <b>(1)避難所の開設</b>            市は、地震が発生し住民に避難を勧告又は指示した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合、あらかじめ指定されている避難所を開設する。</p> <p style="text-align: center;">〈追加〉</p> <p><u>また、施設への緊急入所を要しない程度の要介護者、障害者等の要配慮者のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図るとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p>〈追加〉 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p>	<p>◆防災基本計画の修正            （避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施）</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>(3)管理・運営体制            避難所の運営・管理は、市職員、施設職員、教職員並びに国、県及び他市町村等の応援職員、自主防災組織、町内会及びボランティア等の相互協力のもとに、次の事項に留意し実施する。</p> <p>①管理体制            避難所施設の管理者を責任者とし、市職員、町内会及び自主防災組織等と協力し管理を行う。<u>なお、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>④避難所運営に係る留意点</p> <p><u>ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。</u></p> <p><u>イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。</u></p> <p><u>ウ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災安全課と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p>	<p>(3)管理・運営体制            避難所の運営・管理は、市職員、施設職員、教職員並びに国、県及び他市町村等の応援職員、自主防災組織、町内会及びボランティア等の相互協力のもとに、次の事項に留意し実施する。</p> <p>①管理体制            避難所施設の管理者を責任者とし、市職員、町内会及び自主防災組織等と協力し管理を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>④避難所運営に係る留意点</p> <p style="text-align: right;">〈追加〉</p> <p style="text-align: right;">〈追加〉</p> <p style="text-align: right;">〈追加〉</p>	<p>◆防災本計画の修正及び「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由																																				
<p><b>エ</b> 市は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、高齢者、障害者、病人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の処遇についても十分に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</li> <li>・<b>男女別物干し場、更衣室、授乳室の設置、<u>生理用品や下着の配布の特段の配慮</u>、巡回警備等による避難所における安全性の確保等、<u>多様な</u>ニーズに配慮した避難所の運営に努める。</b></li> </ul> <p>・避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮をしつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>・<u>性暴力・DV防止に関するポスター等を掲示するなどの被害の未然防止に努める。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 避難所開設後の業務 ①地震発生後24時間以内の業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">対 策</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○外部からの応援受け入れ開始（～12時間）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・避難所運営応援職員の受け入れ</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・ボランティアの配置</td> <td>市災害ボランティアセンター</td> </tr> <tr> <td>・食料・生活必需品提供の開始</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・仮設トイレ設置</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・暖房器具、燃料の手配（冬期）</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・医療救護班の受け入れ</td> <td>市、医師会、日赤</td> </tr> <tr> <td>・要配慮者支援要員の配置</td> <td>市、医師会、<u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	対 策	協力依頼先	○外部からの応援受け入れ開始（～12時間）		・避難所運営応援職員の受け入れ	市	・ボランティアの配置	市災害ボランティアセンター	・食料・生活必需品提供の開始	市	・仮設トイレ設置	市	・暖房器具、燃料の手配（冬期）	市	・医療救護班の受け入れ	市、医師会、日赤	・要配慮者支援要員の配置	市、医師会、 <u>(削除)</u>	<p><u>〈追加〉</u> 市は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、高齢者、障害者、病人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の処遇についても十分に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>ア</b> 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</li> <li><b>イ</b> <u>女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保等、<u>女性や子育て家庭の</u>ニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u></li> </ul> <p><b>ウ</b> 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮をしつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 避難所開設後の業務 ①地震発生後24時間以内の業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">対 策</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○外部からの応援受け入れ開始（～12時間）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・避難所運営応援職員の受け入れ</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・ボランティアの配置</td> <td>市災害ボランティアセンター</td> </tr> <tr> <td>・食料・生活必需品提供の開始</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・仮設トイレ設置</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・暖房器具、燃料の手配（冬期）</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・医療救護班の受け入れ</td> <td>市、医師会、日赤</td> </tr> <tr> <td>・要配慮者支援要員の配置</td> <td>市、医師会、<u>日赤</u></td> </tr> </tbody> </table>	対 策	協力依頼先	○外部からの応援受け入れ開始（～12時間）		・避難所運営応援職員の受け入れ	市	・ボランティアの配置	市災害ボランティアセンター	・食料・生活必需品提供の開始	市	・仮設トイレ設置	市	・暖房器具、燃料の手配（冬期）	市	・医療救護班の受け入れ	市、医師会、日赤	・要配慮者支援要員の配置	市、医師会、 <u>日赤</u>	<p>◆多様なニーズへの配慮に努める記載に変更</p> <p>◆女性の視点からの災害対応を追加</p> <p>◆日本赤十字の要支援者支援は、赤十字救護班の活動として行うため削除</p>
対 策	協力依頼先																																					
○外部からの応援受け入れ開始（～12時間）																																						
・避難所運営応援職員の受け入れ	市																																					
・ボランティアの配置	市災害ボランティアセンター																																					
・食料・生活必需品提供の開始	市																																					
・仮設トイレ設置	市																																					
・暖房器具、燃料の手配（冬期）	市																																					
・医療救護班の受け入れ	市、医師会、日赤																																					
・要配慮者支援要員の配置	市、医師会、 <u>(削除)</u>																																					
対 策	協力依頼先																																					
○外部からの応援受け入れ開始（～12時間）																																						
・避難所運営応援職員の受け入れ	市																																					
・ボランティアの配置	市災害ボランティアセンター																																					
・食料・生活必需品提供の開始	市																																					
・仮設トイレ設置	市																																					
・暖房器具、燃料の手配（冬期）	市																																					
・医療救護班の受け入れ	市、医師会、日赤																																					
・要配慮者支援要員の配置	市、医師会、 <u>日赤</u>																																					

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>(5) 要配慮者への配慮 ① 避難所での配慮 ア 授乳室の確保、視聴覚室等の使用可能な教室を開放して子供を遊ばせるなど、女性や子育て家庭の視点に立った避難所運営に努める。</p> <p><b>第3章17節「要配慮者の支援対策」</b> <b>3 各主体の役割</b> (1) 市の役割 (略) エ 市は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、市は、福祉施設職員等の応援体制を構築し、<u>必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者</u>を避難させる。</p> <p><b>第3章19節「救助・救急活動」</b> <b>4 業務の内容</b> (1) 消防本部による活動体制 (略) ⑤ 負傷者等の搬送 ア 消防本部は、救助活動の初期において、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行ったうえで、災害拠点病院等に搬送する。</p> <p><b>第3章20節「医療救護活動」</b> <b>4 業務の内容</b> (8) 医療関係ボランティアの活用 市社会福祉協議会等と連携し医療関係ボランティアの把握を行い、医療救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。</p>	<p>(5) 要配慮者への配慮 ① 避難所での配慮 ア 授乳室の確保、視聴覚室等の使用可能な教室を開放して子供を遊ばせるなど、女性&lt;追加&gt;の視点に立った避難所運営に努める。</p> <p><b>第3章17節「要配慮者の支援対策」</b> <b>3 各主体の役割</b> (1) 市の役割 (略) エ 市は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、市は、福祉施設職員等の応援体制を構築し、<u>可能な限り福祉避難所を設置し、&lt;追加&gt;避難行動要支援者</u>を避難させる。</p> <p><b>第3章19節「救助・救急活動」</b> <b>4 業務の内容</b> (1) 消防本部による活動体制 (略) ⑤ 負傷者等の搬送 ア 消防本部は、救助活動の初期において、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター&lt;追加&gt;が負傷者の搬送先の調整を行ったうえで、災害拠点病院等に搬送する。</p> <p><b>第3章20節「医療救護活動」</b> <b>4 業務の内容</b> (8) 医療関係ボランティアの活用 市社会福祉協議会&lt;追加&gt;と連携し医療関係ボランティアの把握を行い、医療救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。</p>	<p>◆女性の視点からの災害対応を追加</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆令和2年7月に「山形県災害時小児周産期リエゾン運営要綱」を策定し、同要綱に基づき、災害時小児周産期リエゾンを委嘱したため</p> <p>◆県看護協会等に協力要請を行うことも想定し追加</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>第3章22節「港湾・漁港施設の応急対策」</b>  <b>3 各主体の役割</b>  (2)県の役割  県は、地震による港湾・<u>漁港</u>施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるととともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。</p> <p><b>第3章27節「海上における災害応急対策」</b>  <b>4 各機関における業務の内容</b>  (3)山形県水難救済会  (略)  <u>ウ 負傷者の救急措置を行い、陸上の救急隊員等へ負傷者を引き渡す。</u></p> <p>エ <u>海上保安部等が行う、</u>流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の<u>活動を支援する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;削除&gt;</u></p> <p><b>第3章42節「ライフライン応急対策（下水道）」</b>  <b>【関係機関】</b>  県災害対策本部（ライフライン対策班）、（公財）山形県建設技術センター、（地方共同法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、<u>&lt;削除&gt;</u>、<u>東北電力ネットワーク</u>（株）鶴岡電力センター、（一財）東北電気保安協会、建設業者等、市民、企業（事業所）等、学校</p>	<p><b>第3章22節「港湾・漁港施設の応急対策」</b>  <b>3 各主体の役割</b>  (2)県の役割  県は、地震による港湾<u>&lt;追加&gt;</u>施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるととともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。</p> <p><b>第3章27節「海上における災害応急対策」</b>  <b>4 各機関における業務の内容</b>  (3)山形県水難救済会  (略)  <u>ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急措置を行う。</u></p> <p>エ <u>&lt;追加&gt;</u>流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の<u>支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。</u></p> <p><u>オ 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。</u></p> <p><b>第3章42節「ライフライン応急対策（下水道）」</b>  <b>【関係機関】</b>  県災害対策本部（ライフライン対策班）、（公財）山形県建設技術センター、（地方共同法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、<u>（一社）日本下水道施設管理業協会</u>、<u>東北電力</u>（株）鶴岡電力センター、（一財）東北電気保安協会、建設業者等、市民、企業（事業所）等、学校</p>	<p>◆他の文章との表記の統一</p> <p>◆水難救済会では医療機関の選定をすることができないことから削除</p> <p>◆実態に合わせた修正</p> <p>◆協定未締結により削除</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>3 各主体の役割</b>  <b>(1)市の役割</b>            市は、被災時には、応急対応マニュアルに基づき処理場、ポンプ場及び管きょ等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。被災時においては、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、応急的処置を講ずる。流域関連公共下水道においては、流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。下水道等施設が被災した場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。</p> <p><b>4 業務の内容</b>  <u>(5)広域応援要請</u>  <u>地震による被害の規模が大きく、市内の下水道管理者のみでは対応できない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。</u>  <u>(6)積雪期の対応</u>  <u>(7)積雪地域での対応</u></p> <p><b>第3章46節「民間流通在庫活用等による物資等供給」</b>  <b>3 各主体の役割</b>  <b>(3)日本赤十字社山形県支部の役割</b>            日本赤十字社山形県支部は、「災害救援物資の交付基準」に基づく救援物資の要請があった場合は、<u>日赤鶴岡市地区</u>の調査に基づく必要量を交付する。</p>	<p><b>3 各主体の役割</b>  <b>(1)市の役割</b>            市は、被災時には、応急対応マニュアルに基づき処理場、ポンプ場及び管きょ等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。被災時においては、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、応急的処置を講ずる。流域関連公共下水道においては、流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。下水道等施設が被災<u>を受けて</u>場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。</p> <p><b>4 業務の内容</b>  <span style="color: red;">&lt;追加&gt;</span></p> <p><u>(5)積雪期の対応</u>  <u>(6)積雪地域での対応</u></p> <p><b>第3章46節「民間流通在庫活用等による物資等供給」</b>  <b>3 各主体の役割</b>  <b>(3)日本赤十字社山形県支部の役割</b>            日本赤十字社山形県<u>支部長</u>は、「災害救援物資の交付に関する要綱」に基づく救援物資の要請があった場合は、<u>鶴岡市地区長</u>の調査に基づく必要量を交付する。</p>	<p>◆ 語句修正</p> <p>◆ 応援要請タイミングを追加</p> <p>◆ 文言の修正、統一</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>4 食料品の供給</b>                      (1)市の実施体制                      ④供給体制                      (略)</p> <p>ア 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。                      イ 炊き出し要員が不足する場合は、地域の自主防災組織、<b>赤十字奉仕団</b>、ボランティアに協力を要請する。また、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。</p> <p><b>5 食料品の供給</b>                      (3)日本赤十字社山形県支部の<b>交付</b>                      ア 日本赤十字社山形県支部は「<b>災害救援物資の交付基準</b>」に基づき、<b>救援物資</b>の交付を行う。                      イ 日本赤十字社山形県支部は、<b>且赤鶴岡市地区</b>が実施する必要量調査に基づく要請により、必要な物資を交付する。</p>	<p><b>4 食料品の供給</b>                      (1)市の実施体制                      ④供給体制                      (略)</p> <p>ア 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。                      イ 炊き出し要員が不足する場合は、地域の自主防災組織、<b>且赤奉仕団</b>、ボランティアに協力を要請する。また、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。</p> <p><b>5 食料品の供給</b>                      (3)日本赤十字社山形県支部の<b>交付</b>                      ア 日本赤十字社山形県支部は「<b>災害見舞物資配分基準</b>」に基づき、<b>毛布等</b>の交付を行う。                      イ 日本赤十字社山形県支部は、<b>被災市町村の地区長又は分区長</b>が実施する必要量調査に基づく要請により、必要な物資を交付する。</p>	<p>◆文言の修正</p> <p>◆文言の修正、統一</p>



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p><b>第3章49節「輸送対策」</b>  <b>1 計画の目的</b>            &lt;達成目標&gt;            市は、救助・救急・消火活動の迅速な展開の支援、及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等の緊急輸送を実施する。            （輸送手段の確保）            民間輸送機関と連携し、車両、バイク、船舶等の輸送手段は、概ね6時間以内に確保する。また、避難所への水・食料・生活物資の供給は、協定民間企業（事業所）等から避難所へ直接配送を図るよう調整する。            （緊急輸送ネットワークの確保）            減災・予防対策として幹線道路や集落へのアクセス道路網を整備し、災害時に、被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークは、概ね24時間以内に確保する。  <u>（地域内輸送拠点の開設）</u>  <u>必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。</u></p> <p><b>第3章51節「行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬」</b>  <b>【本所】</b> 消防・水防班、要援護対策班、市民生活班 【庁舎】 市民福祉班  <b>【関係機関】</b> 県災害対策本部（保健医療対策班）、警察本部、鶴岡警察署、自衛隊、酒田海上保安部、<del>削除</del> 医師会（県・鶴岡地区）、葬祭業者</p> <p><b>第3章55節「商工観光業応急対策」</b>  <b>4 業務の内容</b>            (1)市の業務            ①被災状況の把握            商工会議所、商工会及び各種組合団体等に協力を要請し、管内の商工業の被災状況を調査のうえ、県に報告する。            ②関係機関への協力・支援要請            被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、<u>観光案内所</u>、輸送業者及び商工<u>観光</u>団体等の関係機関に対し、必要な支援・協力を要請する。</p>	<p><b>第3章49節「輸送対策」</b>  <b>1 計画の目的</b>            &lt;達成目標&gt;            市は、救助・救急・消火活動の迅速な展開の支援、及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等の緊急輸送を実施する。            （輸送手段の確保）            民間輸送機関と連携し、車両、バイク、船舶等の輸送手段は、概ね6時間以内に確保する。また、避難所への水・食料・生活物資の供給は、協定民間企業（事業所）等から避難所へ直接配送を図るよう調整する。            （緊急輸送ネットワークの確保）            減災・予防対策として幹線道路や集落へのアクセス道路網を整備し、災害時に、被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークは、概ね24時間以内に確保する。  <u>&lt;追加&gt;</u></p> <p><b>第3章51節「行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬」</b>  <b>【本所】</b> 消防・水防班、要援護対策班、市民生活班 【庁舎】 市民福祉班  <b>【関係機関】</b> 県災害対策本部（保健医療対策班）、警察本部、鶴岡警察署、自衛隊、酒田海上保安部、<u>日本赤十字社</u>、医師会（県・鶴岡地区）、葬祭業者</p> <p><b>第3章55節「商工観光業応急対策」</b>  <b>4 業務の内容</b>            (1)市の業務            ①被災状況の把握            商工会議所、商工会及び各種組合団体等に協力を要請し、管内の商工業の被災状況を調査のうえ、県に報告する。            ②関係機関への協力・支援要請            被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、<u>&lt;追加&gt;</u>、輸送業者及び商工<u>&lt;追加&gt;</u>団体等の関係機関に対し、必要な支援・協力を要請する。</p>	<p>◆「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（国土交通省）」の策定に合わせた修正（物資輸送拠点の設置及び運営体制の見直し）</p> <p>◆当該活動は日本赤十字社が行う活動に含まれていないため削除</p> <p>◆訪日外国人観光客を対象とした情報伝達について観光案内所との連携</p>



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>(2)県の業務 ①被災状況の把握 ア 県産業労働部各課は、所管する商工団体、主要企業及び観光施設等から被災状況を聴取する。</p> <p><b>第3章56節「ボランティアとの協働」</b> <b>4 業務の内容</b> 市社会福祉協議会及び市災害ボランティアセンターの業務内容</p> <p>鶴岡市社会福祉協議会は、<u>災害ボランティアセンターを設置した場合、次の内容を基本として状況に応じた業務を行う。</u></p> <p><b>第3章57節「災害救助法による救助」</b> 【本所】災害対策班 【庁舎】総務企画班 【関係機関】県災害対策本部（総合調整班）、<u>日本赤十字社山形県支部</u></p> <p><b>3 各主体の役割</b> (3)<u>日本赤十字社山形県支部</u>の役割 <u>日本赤十字社山形県支部</u>は、市及び県が実施する救助に協力する。</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間（山形県災害救助法施行細則） <span style="float: right;">令和2年2月21日改正</span></p> <p><b>避難所の設置</b> （基本額）避難所設置費1人1日当たり<u>330</u>円以内</p> <p><b>応急仮設住宅の供与</b> （建設型<u>応急</u>住宅）限度額1戸当たり<u>5,714,000</u>円以内</p> <p><b>炊き出しその他による食品の給与</b> 1人1日当たり<u>1,160</u>円以内</p>	<p>(2)県の業務 ①被災状況の把握 ア 県商工労働観光部各課は、所管する商工団体、主要企業及び観光施設等から被災状況を聴取する。</p> <p><b>第3章56節「ボランティアとの協働」</b> <b>4 業務の内容</b> 市社会福祉協議会及び市災害ボランティアセンターの業務内容</p> <p>鶴岡市社会福祉協議会は、<u>大規模な災害が発生した場合、市と密接に連携し、必要に応じて市災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p><b>第3章57節「災害救助法による救助」</b> 【本所】災害対策班 【庁舎】総務企画班 【関係機関】県災害対策本部（総合調整班）、<u>日本赤十字社</u></p> <p><b>3 各主体の役割</b> (3)<u>日本赤十字社</u>の役割 <u>日本赤十字社</u>は、市及び県が実施する救助に協力する。</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間（山形県災害救助法施行細則） <span style="float: right;">平成29年6月23日改正</span></p> <p><b>避難所の設置</b> （基本額）避難所設置費1人1日当たり<u>320</u>円以内</p> <p><b>応急仮設住宅の供与</b> （建設型<u>仮設</u>住宅）限度額1戸当たり<u>5,610,000</u>円以内</p> <p><b>炊き出しその他による食品の給与</b> 1人1日当たり<u>1,140</u>円以内</p>	<p>◆組織名変更</p> <p>◆業務内容のみを記載</p> <p>◆名称記載の統一</p> <p>◆名称記載の統一</p> <p>◆山形県災害救助法施行細則の一部改正</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新							旧							変更理由
<b>被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与</b> （全壊全焼流失）							<b>被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与</b> （全壊全焼流失）							
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える場合、1人増す毎に加算	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える場合、1人増す毎に加算	
夏季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	夏季	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800	
冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	冬季	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200	
<b>被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与</b> （半壊半焼床上浸水）							<b>被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与</b> （半壊半焼床上浸水）							
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える場合、1人増す毎に加算	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える場合、1人増す毎に加算	
夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	夏季	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600	
冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	冬季	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500	

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新					旧					変更理由
<b>被災した住宅の応急修理</b>					<b>被災した住宅の応急修理</b>					
救助の種類	対象	費用の限度額	機関	備考	救助の種類	対象	費用の限度額	機関	備考	
被災した住宅の応急修理	1 <u>(1) 住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>(2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者</u> <u>2 住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u>	居室、炊事場及び 便所等日常生活に 必要最小限度の部 分 <u>1 2に掲げる世帯以外世帯</u> <u>595,000円</u> <u>2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯</u> <u>300,000円</u>	災害発生の日から 1ヶ月以内		被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 <u>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者</u>	居室、炊事場及び 便所等日常生活に 必要最小限度の部 分 <u>1世帯当たり</u> <u>584,000円以内</u>	災害発生の日から 1ヶ月以内		
<b>学用品の給与</b>					<b>学用品の給与</b>					
文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 <u>4,500円</u> ／人、中学校生徒 <u>4,800円</u> ／人、高校等生徒 <u>5,200円</u> ／人					文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 <u>4,400円</u> ／人、中学校生徒 <u>4,700円</u> ／人、高校等生徒 <u>5,100円</u> ／人					
<b>埋葬</b>					<b>埋葬</b>					
1体当たり大人（12歳以上） <u>215,200円</u> 以内、小人（12歳未満） <u>172,000円</u> 以内					1体当たり大人（12歳以上） <u>211,300円</u> 以内、小人（12歳未満） <u>168,900円</u> 以内					
<b>死体の処理</b>					<b>死体の処理</b>					
（洗浄、消毒等）1体当たり <u>3,500円</u> 以内 （一時保存） 既存建物借上費：通常の実費、既存建物以外：1体当たり <u>5,400円</u> 以内					（洗浄、消毒等）1体当たり <u>3,400円</u> 以内 （一時保存） 既存建物借上費：通常の実費、既存建物以外：1体当たり <u>5,300円</u> 以内					
<b>障害物の除去</b>					<b>障害物の除去</b>					
障害物の除去を行った1世帯当たりの平均額が <u>137,900円</u> 以内の場合において当該除去に要した費用の額					障害物の除去を行った1世帯当たりの平均額が <u>135,400円</u> 以内の場合において当該除去に要した費用の額					

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由																																		
<p><b>第4章2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」</b>  <b>2 融資・貸付その他資金等の概</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 20%;">資金名等</th> <th style="width: 40%;">主な対象者</th> <th style="width: 35%;">窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">支給</td> <td>(1)災害弔慰金</td> <td>災害により死亡した者の遺族</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>(2)災害死亡者弔慰金</td> <td>災害により死亡した者の遺族</td> <td><u>日本赤十字社山形県支部鶴岡市地区</u></td> </tr> <tr> <td>(3)災害障害見舞金</td> <td>災害により著しい障害を受けた者</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>(4)被災者生活再建支援金</td> <td>災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯</td> <td>(財)都道府県会館</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 資金の内訳</b>                      (1)見舞金等の支給及び生活資金の貸付  <span style="float: right;"><u>(令和2年3月31日現在)</u></span></p> <p>(2)住宅対策  <span style="float: right;"><u>(令和2年3月31日現在)</u></span></p>	区分	資金名等	主な対象者	窓口	支給	(1)災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	(2)災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	<u>日本赤十字社山形県支部鶴岡市地区</u>	(3)災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市	(4)被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	(財)都道府県会館	<p><b>第4章2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」</b>  <b>2 融資・貸付その他資金等の概</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 20%;">資金名等</th> <th style="width: 40%;">主な対象者</th> <th style="width: 35%;">窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">支給</td> <td>(1)災害弔慰金</td> <td>災害により死亡した者の遺族</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>(2)災害死亡者弔慰金</td> <td>災害により死亡した者の遺族</td> <td><u>日本赤十字社地区長及び分区長</u></td> </tr> <tr> <td>(3)災害障害見舞金</td> <td>災害により著しい障害を受けた者</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>(4)被災者生活再建支援金</td> <td>災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯</td> <td>(財)都道府県会館</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 資金の内訳</b>  <span style="float: right;"><u>(平成25年8月20日現在)</u></span></p> <p><span style="float: right;"><u>(平成25年8月20日現在)</u></span></p>	区分	資金名等	主な対象者	窓口	支給	(1)災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	(2)災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	<u>日本赤十字社地区長及び分区長</u>	(3)災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市	(4)被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	(財)都道府県会館	<p>◆実際に受付を行う窓口に変更</p>
区分	資金名等	主な対象者	窓口																																	
支給	(1)災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市																																	
	(2)災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	<u>日本赤十字社山形県支部鶴岡市地区</u>																																	
	(3)災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市																																	
	(4)被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	(財)都道府県会館																																	
区分	資金名等	主な対象者	窓口																																	
支給	(1)災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市																																	
	(2)災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	<u>日本赤十字社地区長及び分区長</u>																																	
	(3)災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市																																	
	(4)被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	(財)都道府県会館																																	

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新							旧							変更理由
(3)農林漁業関係 ③日本政策金融公庫災害復旧資金 <div style="text-align: right; color: red;">(令和2年3月31日現在)</div>							(3)農林漁業関係 ③日本政策金融公庫災害復旧資金 <div style="text-align: right; color: red;">(平成25年8月20日現在)</div>							◆時点修正
区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間の内措置期間	区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間の内措置期間	
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の復旧	(略)	0.16%~0.30%	(略)	(略)	農業関係資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の復旧	(略)	0.4%~1.3%	(略)	(略)	
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	(略)	0.16%~0.30%	(略)	(略)		農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	(略)	0.4%~1.3%	(略)	(略)	
農業関係資金	農林漁業施設資金	(主務大臣指定施設) (1)農業施設等の復旧	(略)	0.16%~0.30%	(略)	(略)	農業関係資金	農林漁業施設資金	(主務大臣指定施設) (1)農業施設等の復旧	(略)	0.4%~1.05%	(略)	(略)	
		(2)被災果樹の改植又は補植							(2)被災果樹の改植又は補植		0.4%~1.3%			
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	(略)	0.16%~0.30%	(略)	(略)	林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	(略)	0.4%~1.3%	(略)	(略)	
		樹苗養成施設の復旧							樹苗養成施設の復旧		0.4%~1.3%			
	林道	林道の復旧	(略)	0.16%~0.30%	(略)	(略)		林道	林道の復旧	(略)	0.4%~1.3%	(略)	(略)	

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新							旧							変更理由	
区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間の内 措置期間	区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間の内 措置期間		
林業関係資金	林業基盤整備資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	(略)	<u>0.16%~0.30%</u>	(略)	(略)	林業関係資金	林業基盤整備資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	(略)	<u>0.4%~1.3%</u>	(略)	(略)		
		〈主務大臣指定施設〉 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	(略)	<u>0.16%~0.24%</u>	(略)	(略)			〈主務大臣指定施設〉 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	(略)	<u>0.4%~1.05%</u>	(略)	(略)		
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁業施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	(略)	<u>0.16%~0.30%</u>	(略)	(略)	漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁業施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	(略)	<u>0.4%~1.3%</u>	(略)	(略)		
		<u>(削除)</u>							漁船資金	漁船の復旧	(略)	<u>0.4%~0.85%</u>	(略)		(略)
	農林漁業施設資金	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	(略)	<u>0.16%~0.30%</u>	(略)		(略)	農林漁業施設資金	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	(略)	<u>0.4%~1.3%</u>		(略)
〈主務大臣指定施設〉 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧			(略)	<u>0.16%~0.24%</u>	(略)	(略)	〈主務大臣指定施設〉 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧	(略)			<u>0.4%~1.05%</u>	(略)	(略)		
農林漁業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金	(略)	<u>0.16%</u>	(略)	(略)	農林漁業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金	(略)	<u>0.4%~0.65%</u>	(略)	(略)		



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由
<p>(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行                      (貸付限度) ・農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額                      ・農林漁業セーフティネット資金：600万円                      ・農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は1施設あたり300万円（漁船の場合1,000万円）のいずれか低い額                      ※金利は、<u>令和2年7月20日</u>現在のものであり、変動することがある。</p> <p>(4)中小企業融資等                      ①融資計画                      関係行政機関、<u>商工会・商工会議所</u>、政府系金融機関及び民間金融機関等との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、県は、次の措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>オ 信用力・担保力が不足した中小企業者への融資の円滑化を図るため、<u>国に対してセーフティネット保証の要請を行うとともに</u>、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。</p>	<p>(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行                      (貸付限度) ・農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額                      ・農林漁業セーフティネット資金：600万円                      ・農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は1施設あたり300万円（漁船の場合1,000万円）のいずれか低い額                      ※金利は、<u>平成25年1月24日</u>現在のものであり、変動することがある。</p> <p>(4)中小企業融資等                      ①融資計画                      関係行政機関、<u>&lt;追加&gt;</u>政府系金融機関及び民間金融機関<u>&lt;追加&gt;</u>との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、県は、次の措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>オ 信用力・担保力が不足した中小企業者への融資の円滑化を図るため、<u>&lt;追加&gt;</u>山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆実際の対応に合わせた修正</p>

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新				旧				変更理由
②災害関連融資制度による融資 <span style="color: red;">（令和2年3月31日現在）</span>				②災害関連融資制度による融資 <span style="color: red;">（平成25年8月20日現在）</span>				◆制度の実際に合わせた修正
機関名	資金名	融資条件等	申込窓口	機関名	資金名	融資条件等	申込窓口	
山形県 （中小企業振興課）	山形県 （災害対策工業振興資金）	1 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金	（取扱金融機関） ・県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 ・七十七銀行、北都銀行、東邦銀行及び商工中金の県内各支店	山形県 （災害対策工業振興資金）	山形県 （災害対策工業振興資金）	1 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金	（取扱金融機関） 県内に本店を有する金融機関 各地方銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	
		2 貸付対象 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、県が指定する災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営に著しい支障を受けているもの				2 貸付対象 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、 <span style="color: red;">知事</span> が指定する災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営に著しい支障を受けているもの		
		3 貸付限度				※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めた場合は、災害対策資金 <span style="color: red;">〈削除〉</span> を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。		3 貸付限度
		4 貸付利率						4 貸付利率
		5 貸付期間						5 貸付期間
		6 取扱期間						6 取扱期間
	（追加）							
	山形県 （災害対策工業振興資金）	1 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金	（追加）					
		2 貸付対象 県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの						
		3 貸付限度 8,000万円以内						
		4 貸付利率 年1.6%						
		5 貸付期間 10年以内（うち据置期間2年以内）						
6 取扱期間 県がその都度指定								

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新			旧			変更理由		
(日本政策生活金融公庫)	災害貸付	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金</li> <li>2 貸付対象 別に指定される災害により被害を受けた方</li> <li>3 融資限度 それぞれの融資制度の融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額</li> <li>4 融資利率 それぞれの融資制度の利率（閣議決定により特別利率が適用される場合がある。）</li> <li>5 融資期間 <u>それぞれの融資制度の貸付期間</u></li> <li>6 担保 必要により徴する</li> <li>7 保証人 <u>必要により徴する</u></li> </ol>	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店	(日本政策生活金融公庫)	災害貸付	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金</li> <li>2 貸付対象 別に指定される災害により被害を受けた方</li> <li>3 融資限度 それぞれの融資制度の融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額</li> <li>4 融資利率 それぞれの融資制度の利率（閣議決定により特別利率が適用される場合がある。）</li> <li>5 融資期間 <u>10年以内（うち据置期間2年以内）</u></li> <li>6 担保 必要により徴する</li> <li>7 保証人 <u>原則として1名以上</u></li> </ol>	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店	
日本政策金融公庫（中小企業事業）	災害復旧貸付	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金</li> <li>2 貸付対象 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者</li> <li>3 貸付限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 <u>(組合4億5,000万円)</u> 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円 <u>(組合2億2,500万円)</u></li> <li>4 融資利率 基準金利 但し、災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が適用される場合がある。</li> <li>5 融資期間 <u>設備資金 15年以内（うち据置期間2年以内）</u> <u>運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）</u></li> <li>6 担保 必要により徴する。</li> <li>7 保証人 <u>必要により徴する。</u></li> </ol>	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店	日本政策金融公庫（中小企業事業）	災害復旧貸付	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金</li> <li>2 貸付対象 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者</li> <li>3 貸付限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 <u>(組合4億8,000万円)</u> 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円 <u>(組合2億2,500万円)</u></li> <li>4 融資利率 基準金利 但し、災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が適用される場合がある。</li> <li>5 融資期間 <u>10年以内（うち据置期間2年以内）</u></li> <li>6 担保 必要により徴する。</li> <li>7 保証人 <u>原則として1名以上</u></li> </ol>	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店	

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新			旧			変更理由	
商 工 組 合 中 央 金 庫	災 害 復 旧 貸 付	1 資金用途 災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金 2 貸付対象 <del>〈削除〉</del> 災害により被害を受けた方 3 貸付限度 <del>なし</del> 4 貸付利率 所定の利率 5 貸付期間 設備資金20年以内（据置期間3年以内） 運転資金10年以内（据置期間3年以内） 6 担 保 必要により徴する。 7 保証人 必要により徴する。	商 工 組 合 中 央 金 庫	災 害 復 旧 貸 付	1 資金用途 災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金 2 貸付対象 <del>別に指定される</del> 災害により被害を受けた方 3 貸付限度 <del>必要に応じ一般枠を超える額</del> 4 貸付利率 所定の利率 5 貸付期間 設備資金20年以内（据置期間3年以内） 運転資金10年以内（据置期間3年以内） 6 担 保 必要により徴する。 7 保証人 必要により徴する。	商 工 組 合 中 央 金 庫 各 支 店 及 び 代 理 店	

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新	旧	変更理由																																																																
<p><b>第4章3節「公共施設等災害復旧対策」</b>  <b>3 業務の内訳</b>                      (6)災害復旧事業に係る助成及び財政援助                      ③災害復旧事業</p>	<p><b>第4章3節「公共施設等災害復旧対策」</b>  <b>3 業務の内訳</b>                      (6)災害復旧事業に係る助成及び財政援助                      ③災害復旧事業</p>	<p>◆組織改編に伴う修正</p>																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">災害復旧事業名</th> <th style="width: 15%;">対象施設等</th> <th style="width: 15%;">関係省庁</th> <th style="width: 55%;">県の所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設 災害復旧事業費 国庫負担法)</td> <td>河川管理施設  海岸管理施設</td> <td>国土交通省  国土交通省</td> <td>県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課</td> </tr> <tr> <td>砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設</td> <td></td> <td>農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省</td> <td>農林水産部 <u>水産振興課</u> 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部 <u>森林ノミクス推進課</u> 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部 <u>森林ノミクス推進課</u></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊防止施設 雪崩防止施設 道路</td> <td></td> <td>国土交通省 国土交通省 国土交通省</td> <td>県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部 <u>砂防・災害対策課</u> 県土整備部 <u>道路保全課</u> <u>県土整備部砂防・災害対策課</u></td> </tr> <tr> <td>港湾 漁港 <u>&lt;削除&gt;下水道&lt;削除&gt;</u></td> <td></td> <td>国土交通省 農林水産省 国土交通省</td> <td>県土整備部空港港湾課 農林水産部 <u>水産振興課</u> 県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課</td> </tr> <tr> <td><u>&lt;削除&gt;</u></td> <td></td> <td><u>&lt;削除&gt;</u></td> <td><u>&lt;削除&gt;</u></td> </tr> <tr> <td><u>&lt;削除&gt;</u></td> <td></td> <td><u>&lt;削除&gt;</u></td> <td><u>&lt;削除&gt;</u></td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td></td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部都市計画課</td> </tr> </tbody> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	(1)公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設 災害復旧事業費 国庫負担法)	河川管理施設  海岸管理施設	国土交通省  国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課	砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設		農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省	農林水産部 <u>水産振興課</u> 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部 <u>森林ノミクス推進課</u> 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部 <u>森林ノミクス推進課</u>	急傾斜地崩壊防止施設 雪崩防止施設 道路		国土交通省 国土交通省 国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部 <u>砂防・災害対策課</u> 県土整備部 <u>道路保全課</u> <u>県土整備部砂防・災害対策課</u>	港湾 漁港 <u>&lt;削除&gt;下水道&lt;削除&gt;</u>		国土交通省 農林水産省 国土交通省	県土整備部空港港湾課 農林水産部 <u>水産振興課</u> 県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課	<u>&lt;削除&gt;</u>		<u>&lt;削除&gt;</u>	<u>&lt;削除&gt;</u>	<u>&lt;削除&gt;</u>		<u>&lt;削除&gt;</u>	<u>&lt;削除&gt;</u>	公園		国土交通省	県土整備部都市計画課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">災害復旧事業名</th> <th style="width: 15%;">対象施設等</th> <th style="width: 15%;">関係省庁</th> <th style="width: 55%;">県の所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設 災害復旧事業費 国庫負担法)</td> <td>河川管理施設  海岸管理施設</td> <td>国土交通省  国土交通省</td> <td>県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課</td> </tr> <tr> <td>砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設</td> <td></td> <td>農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省</td> <td>農林水産部 <u>生産技術課水産室</u> 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部 <u>森林課</u> 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部 <u>森林課</u></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊防止施設 雪崩防止施設 道路</td> <td></td> <td>国土交通省 国土交通省 国土交通省</td> <td>県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部 <u>道路課</u> 県土整備部 <u>道路課</u> <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>港湾 漁港 <u>公共下水道施設</u></td> <td></td> <td>国土交通省 農林水産省 国土交通省</td> <td>県土整備部空港港湾課 農林水産部 <u>水産課</u> 県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課</td> </tr> <tr> <td><u>農業・漁業集落排水施設</u></td> <td></td> <td><u>農林水産省</u></td> <td><u>農林水産部農村計画課</u> <u>農林水産部生産技術課水産室</u></td> </tr> <tr> <td><u>浄化槽</u></td> <td></td> <td><u>環境省</u></td> <td><u>環境エネルギー部水大気環境課</u></td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td></td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部都市計画課</td> </tr> </tbody> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	(1)公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設 災害復旧事業費 国庫負担法)	河川管理施設  海岸管理施設	国土交通省  国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課	砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設		農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省	農林水産部 <u>生産技術課水産室</u> 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部 <u>森林課</u> 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部 <u>森林課</u>	急傾斜地崩壊防止施設 雪崩防止施設 道路		国土交通省 国土交通省 国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部 <u>道路課</u> 県土整備部 <u>道路課</u> <u>(追加)</u>	港湾 漁港 <u>公共下水道施設</u>		国土交通省 農林水産省 国土交通省	県土整備部空港港湾課 農林水産部 <u>水産課</u> 県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課	<u>農業・漁業集落排水施設</u>		<u>農林水産省</u>	<u>農林水産部農村計画課</u> <u>農林水産部生産技術課水産室</u>	<u>浄化槽</u>		<u>環境省</u>	<u>環境エネルギー部水大気環境課</u>	公園		国土交通省	県土整備部都市計画課	
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課																																																															
(1)公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設 災害復旧事業費 国庫負担法)	河川管理施設  海岸管理施設	国土交通省  国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課																																																															
砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設		農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省	農林水産部 <u>水産振興課</u> 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部 <u>森林ノミクス推進課</u> 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部 <u>森林ノミクス推進課</u>																																																															
急傾斜地崩壊防止施設 雪崩防止施設 道路		国土交通省 国土交通省 国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部 <u>砂防・災害対策課</u> 県土整備部 <u>道路保全課</u> <u>県土整備部砂防・災害対策課</u>																																																															
港湾 漁港 <u>&lt;削除&gt;下水道&lt;削除&gt;</u>		国土交通省 農林水産省 国土交通省	県土整備部空港港湾課 農林水産部 <u>水産振興課</u> 県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課																																																															
<u>&lt;削除&gt;</u>		<u>&lt;削除&gt;</u>	<u>&lt;削除&gt;</u>																																																															
<u>&lt;削除&gt;</u>		<u>&lt;削除&gt;</u>	<u>&lt;削除&gt;</u>																																																															
公園		国土交通省	県土整備部都市計画課																																																															
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課																																																															
(1)公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設 災害復旧事業費 国庫負担法)	河川管理施設  海岸管理施設	国土交通省  国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課																																																															
砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設		農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省	農林水産部 <u>生産技術課水産室</u> 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部 <u>森林課</u> 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部 <u>森林課</u>																																																															
急傾斜地崩壊防止施設 雪崩防止施設 道路		国土交通省 国土交通省 国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部 <u>道路課</u> 県土整備部 <u>道路課</u> <u>(追加)</u>																																																															
港湾 漁港 <u>公共下水道施設</u>		国土交通省 農林水産省 国土交通省	県土整備部空港港湾課 農林水産部 <u>水産課</u> 県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課																																																															
<u>農業・漁業集落排水施設</u>		<u>農林水産省</u>	<u>農林水産部農村計画課</u> <u>農林水産部生産技術課水産室</u>																																																															
<u>浄化槽</u>		<u>環境省</u>	<u>環境エネルギー部水大気環境課</u>																																																															
公園		国土交通省	県土整備部都市計画課																																																															

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新				旧				変更理由
②農林水産業施設等災害復旧事業 （農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設	農林水産省	農林水産部農村整備課 農林水産部 <u>森林ノミクス推進課</u> 農林水産部 <u>水産振興課</u> 農林水産部畜産課	②農林水産業施設等災害復旧事業 （農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設	農林水産省	農林水産部農村整備課 農林水産部 <u>森林課</u> 農林水産部 <u>水産課</u> 農林水産部畜産課	◆組織改編に伴う修正
③文教施設等災害復旧事業 （公立学校施設災害復旧費国庫負担法） （激甚法） （予算措置）	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	文部科学省	教育庁 <u>教育政策課</u> 教育庁 <u>生涯教育・学習振興課</u> 総務部学事文書課 <u>子育て若者応援部子育て支援課</u> <u>観光文化スポーツ部文化 振興・文化財課</u>	③文教施設等災害復旧事業 （公立学校施設災害復旧費国庫負担法） （激甚法） （予算措置）	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	文部科学省	教育庁 <u>総務課</u> 教育庁 <u>生涯学習振興課</u> 総務部学事文書課 <追加> <u>教育庁文化財保護推進課</u>	



## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新				旧				変更理由	
(4)厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)	社会福祉施設等	厚生労働省	<u>子育て若者応援部</u> 子育て支援課 <u>子育て若者応援部</u> 子ども家庭課 健康福祉部健康福祉企画課 <u>健康福祉部地域福祉推進課</u> 健康福祉部 <u>長寿社会政策課</u> 健康福祉部障がい福祉課	(4)厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)	社会福祉施設等	厚生労働省	<u>子育て推進部</u> 子育て支援課 <u>子育て推進部</u> 子ども家庭課 健康福祉部健康福祉企画課 <追加> 健康福祉部 <u>長寿推進課</u> 健康福祉部障がい福祉課	◆組織改編に伴う修正	
(廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設 <u>浄化槽（市町村整備推進事業）</u>	環境省	環境エネルギー部循環型社会推進課 <u>環境エネルギー部水大気環境課</u>	(廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設 <u>&lt;追加&gt;</u>	環境省	環境エネルギー部循環型社会推進課 <u>&lt;追加&gt;</u>		◆交付対象の追加による修正
(循環型社会形成推進交付金交付要綱)	<u>浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業）</u>		<u>環境エネルギー部水大気環境課</u>	<追加>	<追加>		<追加>		
(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	健康福祉部 <u>医療政策課</u>	(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	健康福祉部 <u>地域医療対策課</u>		
(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱)	水道施設		<u>防災くらし安心部</u> 食品安全衛生課	(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱)	水道施設		<u>環境エネルギー部危機管理・くらし安心局</u> 食品安全衛生課		
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	感染症指定医療機関		健康福祉部 <u>健康福祉企画課</u>	(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	感染症指定医療機関		健康福祉部 <u>保健薬務課</u>		
(精神保健福祉法)	精神障害者社会復帰施設等		健康福祉部障がい福祉課	(精神保健福祉法)	精神障害者社会復帰施設等		健康福祉部障がい福祉課		

## 鶴岡市地域防災計画新旧対照表（震災・津波対策編）

新				旧				変更理由
(7)その他の災害復旧事業 ①空港（空港法） ②工業用水道（予算措置） ③中小企業（激甚法）	空港施設  県企業局所管の工業用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省  経済産業省 経済産業省	県土整備部空港港湾課  <u>企業局水道事業課</u> <u>産業労働部中小企業振興課</u> <u>産業労働部工業戦略技術振興課</u>	(7)その他の災害復旧事業 ①空港（空港法） ②工業用水道（予算措置） ③中小企業（激甚法）	空港施設  県企業局所管の工業用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省  経済産業省 経済産業省	県土整備部空港港湾課  <u>企業局公営事業課</u> <u>商工労働観光部工業戦略技術振興課</u> <u>商工労働観光部観光経済交流局経済交流課</u>	◆組織改編に伴う修正
(8)災害復旧に係る財政支援措置 ①特別交付税に係る業務 ②普通交付税に係る業務 ③地方債に係る業務		総務省	<u>みらい企画創造部</u> 市町村課	(8)災害復旧に係る財政支援措置 ①特別交付税に係る業務 ②普通交付税に係る業務 ③地方債に係る業務		総務省	<u>企画振興部</u> 市町村課	